

平成21年11月宮崎県定例県議会  
文教警察企業常任委員会会議録

平成21年12月7日～8日

場 所 第3委員会室

平成21年12月7日（月曜日）

午前10時3分開会

会議に付託された議案等

○議案第7号 公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例の一部を改正する条例

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて（別紙1）
- 請願第30-2号 教育格差をなくしすべての子どもにゆきとどいた教育を求める請願
- 教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査
- その他報告事項
  - ・交通事故の現状と高齢者対策について
  - ・教育事務所の再編について
  - ・県立高校生の就職状況について
  - ・平成22年度宮崎県公立学校教員採用選考状況について
  - ・平成21年度児童生徒の体力・運動能力調査結果について
  - ・「スポレクみやざき2009」の結果について
  - ・平成21年度各事業の上半期の状況について
  - ・綾第二発電所変圧器の屋外解体作業中の出火について
  - ・宮崎県企業局経営ビジョンについて

出席委員（8人）

委員 長 横田 照 夫  
 副委員 長 松田 勝 則  
 委員 中村 幸 一  
 委員 丸山 裕次郎

委員 中野 一 則  
 委員 中野 廣 明  
 委員 満 行 潤 一  
 委員 新 見 昌 安

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長 鶴見 雅 男  
 警務部長 根本 純 史  
 警務部参事官兼首席監察官 椎 葉 今朝邦  
 生活安全部長 横山 登  
 刑事部長 松尾 清 治  
 交通部長 中原 雅 男  
 警備部長 柄本 重 敏  
 警務部参事官兼会計課長 日高 昭 二  
 警務部参事官兼警務課長 上久保 岩 男  
 生活安全部参事官兼生活安全企画課長 石川 義 英  
 刑事部参事官兼生活安全部参事官 原 則 人  
 総務課長 湯地 幸 一  
 交通規制課長 桑畑 孝 徳  
 運転免許課長 大峰 俊 和

教育委員会

教 育 長 渡 辺 義 人  
 教 育 次 長 (総括) 米 原 隆 夫  
 教 育 次 長 (教育政策担当) 黒 木 正 彦  
 教 育 次 長 (教育振興担当) 二 見 俊 一  
 総 務 課 長 金 丸 政 保  
 政 策 企 画 監 吉 村 久 美 子

財務福利課長	井上 貴
学校政策課長	児玉 淳郎
学校支援監	山本 真司
全国高等学校総合 文化祭推進室長	稲元 雅彦
特別支援教育室長	瀬川 健治
教職員課長	阿南 信夫
生涯学習課長	興 梶 正明
スポーツ振興課長	川崎 重雄
全国スポーツ・レクリ エーション祭推進室長	川井田 和人
文化財課長	清野 勉
人権同和教育室長	厨 子 透

企業局

企業局長	日高 幸平
副局長 (総括)	弓 削 孝幸
副局長 (技術)	岡田 義美
総務課長	橋口 貴至
経営企画監	新穂 伸一
工務課長	相葉 利晴
電気課長	本田 博
施設管理課長	白ヶ澤 宗一
総合制御課長	山下 雄一

事務局職員出席者

政策調査課主幹	坂元 修一
議事課主査	花畑 修一

○横田委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時4分再開

○横田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

警察本部においていただきました。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、本部長並びに関係部長の説明を求めます。また、決算分科会の際に概要説明のあった会計検査院の検査の結果についても、あわせて説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお願いいたします。

○鶴見警察本部長 横田委員長を初め委員の皆様には、平素から警察業務各般にわたりまして、深い御理解、御支援を賜っておりますことを改めて厚くお礼を申し上げます。

本年も残すところあとわずかとなりまして、警察といたしましては、県民の皆様が安心して新年を迎えていただけますように、現在、職員一丸となって年末の特別警戒取締りを実施し、事件・事故の未然防止に努めているところであります。引き続き、御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日、御審議をいただきます議案につきましては、条例議案が「公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例の一部を改正する条例」(案)でありまして、また、報告議案といたしまして、「損害賠償額を定めたことについて」であります。また、その他の報告が「交通事故の現状と高齢者対策について」でございます。それぞれ担当部長から説明・報告をさせますので、

よろしく御審議をお願いいたします。以上でございます。

**○横山生活安全部長** それでは、議案第7号「公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例の一部を改正する条例」（案）につきまして、御説明いたします。改正の詳細につきましては、お手元に配付の資料1で説明させていただきます。

なお、議案書につきましては、平成21年11月定例県議会提出議案の73ページから76ページでございます。あわせてごらんいただきたいと思います。

まず、1の改正の目的についてであります。お手元の資料1で説明をさせていただきます。今回の改正は、現行条例では規制できない、新たな形態の客引き行為等を規制するとともに、卑わいな行為及びつきまとい行為等の罰則について、隣接県を初め全国都道府県同様の改正を行うことにより、県民の皆様の安全で平穏な生活を確保する。さらに申し上げますと、道路・公園等の公共の場所における平穏な生活環境を保持し、個人の意思及び行動の自由を保護しようとするものであります。そのために所要の改正を行うものであります。

次に、2の現行条例の概要についてであります。現行の「公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例」、いわゆる迷惑防止条例は、県民の皆様の安全で平穏な生活を確保することを目的に、平成12年4月1日に施行されたもので、「卑わいな行為」「粗暴行為」「客引き行為」「つきまとい行為等」の4つの禁止行為と罰則を規定しております。このうち、客引き行為につきましては、通行人の身体や衣服をつかまえたり、所持品を取り上げるなどの方法で執拗に行われる客引き行為を規制の対象としておりま

す。

次に、3の改正に至る背景についてであります。（1）の繁華街における客引き行為等の現状であります。警察では、本年5月と7月の2回にわたりそれぞれ1週間程度、調査対象といたしましては、宮崎北・都城・延岡・日向の各警察署管内歓楽街、繁華街における実態調査を行いました。一日当たり約30名の警察官を動員いたしまして、午後7時から午前1時までの時間帯を区切って行ったものでありますけれども、その結果といたしましては、現行条例で規制困難な卑わいな言葉をかけたり、チラシを配ったりして客を誘う行為、同じ服装の男性が、数人たむろして路上で客を待つ行為、通行中の若い女性に対し風俗店従業員にスカウト勧誘する行為など、卑わい、迷惑性の高い、新たな形態の客引き行為等が常態化している状況を確認いたしております。次に、（2）ですが、これらの新たな形態の客引き行為に関しましては、県内外の皆様から通報や苦情が多く寄せられているほか、本年5月には宮崎市内の飲食業関連団体等から規制強化に関する要望書が提出されるなど、取締り強化の要望がございました。そのような状況を踏まえ、（3）ですけれども、本年7月に県内全域において、県民の皆様を対象に、アンケート調査を実施いたしました。回答のあった1,459名のうち、65%に当たる951名の方が客引きされた経験、あるいは客引きを目撃した経験があり、そのうちの76%に当たる721名の方が「客引き行為等を迷惑・不快に感じる」と回答されるなど、県民の皆様の迷惑・不安意識が強く、健全な風俗環境の保持及び県民の平穏な生活の確保に多大な支障を来していることが明らかとなりました。最後に、（4）ですが、以上のような状況を踏まえ、全国の客引き行為に対する規制状況に

ついて調査した結果、条例で客引き行為を規制している43都道府県のうち、41都道府県において、条例制定当初から、もしくは条例の改正を行い、いずれも本県の改正案と同様の規制強化を図ったことにより、繁華街の環境浄化等に大きな成果があらわれていることが明らかになりました。

これらの状況から、警察としましては、県民生活の平穏と繁華街の環境浄化を図るために、条例の一部を改正し、客引き行為等の規制を強化する必要があると判断したものであります。

次に、4の改正の概要であります。第4条の客引き行為等の規制強化につきましては、お手元の資料に添付しております改正の概要を示したチャート（カラーの資料）に従いまして御説明をいたします。現行条例は規制対象となる行為（営業形態）を限定せずに、執拗な客引き行為だけを禁止しており、新たな形態の客引き行為等に規制が及ばない状況にあります。

そこで、今回の改正に当たりましては、条例を改正した他の都道府県の規制状況とその効果等を十分に検証した上で、新たな形態の客引き行為等についても対応できるよう、客引き行為の規制対象となる行為（営業形態等）を特定し、その「行為（営業形態等）」による卑わい性と「客引き行為の形態」による迷惑性の程度、社会法益の侵害程度等を考慮して違反行為を規定するとともに、罰則についても、直罰規制とするか、あるいは警察官による中止命令違反に対する間接罰規制とするかなど、営業者側の権利との関係においても、最大限配慮しながらきめ細かな規制内容といたしております。

具体的には、資料のとおり、違反行為の形態を7つに分類し、それぞれ違反行為の内容、対象となる行為（営業形態）を規定するとともに、

罰則を定めております。この中で、番号5の「執拗な客引き行為」のみが現行条例で規定されているものです。それでは、資料の番号に従いまして説明いたします。

まず、番号1であります。執拗な客引きと区別いたしまして、「一般客引き」としておりますが、その対象となる行為は、卑わい性の高低などに応じ、さらに4つに分類しております。その1つが①の人の性的好奇心をそそる見せ物の観覧、物品の販売、行為の提供等が対象で、業態例としましては、ソーブランドやファッションヘルスなどが挙げられます。2つが②の歓乐的雰囲気醸し出す方法で異性の客をもてなして、飲食させる行為の提供が対象であり、業態例としてはピンクサロン、あるいはラウンジなどが挙げられます。3つが③の今申し上げた①、②で説明した性風俗店や風俗店などの営業に関する情報を提供する行為が対象で、業態例としては、風俗案内所が挙げられます。4つが④の深夜において専ら人の身体に接触してマッサージ等の役務、またはこれを仮装したものの提供を行う行為が対象となります。業態例に性感マッサージを挙げておりますが、いわゆる仮装エステとも称されているもので、深夜に行われる役務の提供は、人の性的好奇心をそそり、あるいは卑わい性が高いことから規制の対象としたものです。一般客引きは、以上の4つの行為に関して、公共の場所で、通行人等の中から相手者を特定して声をかけたり、ビラを配布するなどの言語・動作により客となるよう誘い込む行為を規制するものです。

2番目が客引き行為には至らない誘引行為を規制するものです。誘引とは、公共の場所において、相手者を特定することなく、通行人等に対して、呼びかけたり、ビラを配布するなどして

客となるよう誘う行為です。この誘引行為につきましても、規制対象行為の内容によって、直罰方式とするものと間接罰方式にするものとに区別しており、①の性的好奇心をそそる見せ物の観覧、物品の販売、行為の提供等に関するもの、②の異性の客をもてなして飲食させる行為の提供のうち、卑わいな行為を伴うものに関する誘引行為については、直罰方式としております。一方、②の異性の客をもてなして飲食させる行為の提供のうち、卑わいな行為を伴わない場合、③の風俗案内所、④の性感マッサージ等に関する誘引行為については、間接罰方式とし、警察官による中止命令に反して違反行為を繰り返したときに罰則を科すこととなります。

3番目が売春類似行為における客引き、客待ち行為を規制するものです。売春類似行為は、売春とは違い、不特定の同性と対価を受けまたは受ける約束で性交類似行為を行うことで、例えば、男娼によるものなどを対象としており、公共の場所で本人が売春類似行為をするための客引き、客待ちをする行為を規制するものです。

4番目が勧誘行為、いわゆるスカウト行為を規制するものです。番号5の執拗な勧誘行為とは違い、この勧誘行為は、対象となる行為を性的好奇心をそそる行為及び歓楽的雰囲気醸し出す方法で異性の客をもてなす行為に特定し、これらの役務に従事するよう働きかけるスカウト行為を規制するものです。

5番目の執拗な客引き・勧誘行為は、現行条例で規制している執拗な客引き行為についてその規制枠を拡大し、執拗な勧誘行為もあわせて規制することとしたものです。この執拗な客引き行為というのが現行条例で規制された部分であります。

次に、6番目の指示行為は、対償を供与し、

または供与の約束をして、他人に客引き等の違反をさせる行為を規制するもので、実行行為より悪質性の高い支配的な立場のものを規制するものです。

最後の7番目の客待ち行為は、規制を行う必要性が高いと認められる地域を公安委員会規則で規定し、その地域内の公共の場所において、公衆の目に触れるような方法でたたずんだり、うろついたり、数人でたむろする等して、客引き等の対象を待つなどの行為を規制するものです。なお、この客待ち行為の違反行為については間接罰方式とし、警察官による中止命令に従わず、違反行為を繰り返したときに罰則を科すこととしております。

これらの規制に関する罰則につきましても、規制効果を確保するため、全国の条例罰則と比較均衡を図るとともに、検察庁との緊密な協議・検討を行った上での罰則（案）であり、資料のとおり卑わいな性・迷惑性の程度に応じたものとしております。なお、本条の罰則に関しましては、新たに従業者等が業務に関し、それぞれの規定に違反したときは、行為者だけではなく、事業者も処罰する両罰規定を設けております。

次に、資料1にお戻りいただきまして、4の改正の概要の(2)であります。第2条で規制する卑わいな行為及び第5条で規制するつきまとい行為等につきましても、いずれも、客引き行為と比較して悪質性・迷惑性の程度が高く、強姦や強制わいせつ等の重大な事件に発展する危険性が高いにもかかわらず、現行条例においては、客引き行為と同じ罰則になっております。しかしながら、全国ではほとんどの府県において、卑わいな行為及びつきまとい行為等は、客引き行為等よりも重い罰則で規定され、全国的均衡を図ること、及びこれら悪質性・迷惑性の

著しい行為の未然防止、及び取締り強化の観点からも罰則引き上げの必要性があると認め、罰金の上限額を20万円から50万円に改正しようとするものであります。

次に、5の改正の効果についてであります。今回の改正で、違反行為の抑制を図るとともに、違反行為に対する積極的な指導・警告・取締り等を行うことにより、悪質な違反行為等を排除することはもちろんのこと、それに伴い違反行為から派生する各種事件の発生を防止することによって、風俗環境の浄化が図られ、県民の皆様はもちろんのこと、県外観光客の皆様など、だれもが気軽に利用できる安全・安心な歓楽街を確保することができるなど、皆様の安全で平穏な生活の確保に大きな効果が期待されると考えております。

なお、本条例改正におきましては、これまで本県では規制の対象外となっていた行為を規制するものでありますから、施行に当たっては人権を不当に侵害しないよう、部内の取締りに当たる警察官に対しては指導・教養を徹底することはもちろんでございますけれども、部外に対しましては、マスコミや各種の広報紙、チラシ、ポスター等を介しての広報はもちろんのこと、風俗営業及び深夜飲食店業者等に対する説明会・研修会を開催するなどして周知徹底を図ることといたしております。

最後に、6の施行予定についてでありますけれども、客待ち行為の規制に関する地域を指定するための公安委員会規則の制定、部内の教養・研修、さらには県民の皆様等に対する周知期間などを勘案いたしまして、施行日といたしましては、平成22年4月1日を予定しております。以上でございます。

○根本警務部長 それでは、「損害賠償額を定め

たこと」について、御説明いたします。

お手元の平成21年11月定例県議会提出報告書の3ページ一番上の事案でございます。これは宮崎北警察署の警察官が捜査のため公用バイクを運転中のところ、前方不注意によって、渋滞で停止していた普通乗用自動車に追突をした交通事故でございます。相手方車両の修理費用としまして4万4,820円を損害賠償金として県費で支払ったものでございます。以上でございます。

○中原交通部長 それでは、交通事故の現状と高齢者対策につきまして、お手元の資料2に基づきまして御報告申し上げます。なお、資料のデータは、本年10月末で作成しております。

まず、1の交通事故の現状についてであります。

この表には、平成16年から昨年までの本県の交通事故の発生件数、死者数及び負傷者数、並びに本年10月末の現状を記載しております。昨年の本県における交通死者は48人で、ピーク時であった昭和47年の171人から大きく減少し、第8次宮崎県交通安全計画の平成22年までに死者61人以下にするという数値目標を2年前倒しして達成したところであります。しかし、本年は、発生件数、死者数、負傷者数のすべてが増加し、特に死者数は、10月末現在で55人、昨年同期比でプラス19人、52.8%の増で、増加率では全国第2位という大変厳しい状況でございます。

本年の交通事故の特徴は、場所別では、交差点及び交差点付近、類型別では追突事故、原因別ではわき見や安全不確認等の事故が多く、運転者自身の緊張感の欠如と認められる事故が多い現状となっております。

次に、2番目の高齢者対策についてでありま

す。

本県の高齢化率は（１）に記載しておりますとおり、昨年、ついに25%を超え、平成32年ごろには県民の3人に1人が65歳以上となる推計となっております。

本年10月末の交通事故死者全体に占める高齢者の割合は（２）に記載しておりますとおり、本年は55人中20人で、36.4%であります。ちなみに、昨年同期が36人中21人ということで58.3%でございました。主な特徴といたしましては、高齢死者20人中、半数が歩行者であること、それから7人の方が単独自損事故で亡くなっているということがございます。

また、本年10月末の高齢運転者の交通事故は、（３）に記載しておりますとおり、発生件数、負傷者数が増加傾向にある中、死者数につきましては、どうか1名減ということがございます。特徴といたしましては、交差点及び交差点付近での事故が全事故よりも5.7ポイント、出会い頭の事故が7ポイントそれぞれ高いということが言えるところでございます。

次に、（４）の主な高齢者対策であります。まず、一般運転者対策であります。

その1つは、「てげてげ運転追放運動」の展開と「1.10・1.30作戦」の実施であります。本県の交通事故を分析しますと、運転中の緊張感の欠如と見られるわき見、考え事、安全不確認等によるものが約70%を占めており、全国平均のそれを約10ポイント上回っております。

こうしたことから運転中の緊張感を醸成する「てげてげ運転追放運動」が本年9月14日から実施され、現在、その早期定着を図るため、制服警察官が車両をとめて、直接交通安全アドバイスをを行う「1.10・1.30作戦」を推進しているところでございます。

その2は、「小テスト」の実施であります。7問の三者択一形式のもので、高齢者被害の交通事故について、発生時間帯、高齢者の状態、加害者の事故原因等を問う簡単なテストで、免許更新時や交通安全講習会等において実施しております。

次に、高齢歩行者、自転車利用者対策であります。

その1つは、「高齢者宅ローラー作戦」の実施と、「交通安全シルバー連絡所」の活用であります。高齢者宅ローラー作戦は、警察官及び交通安全指導員が、高齢の歩行者または自転車利用者事故の多い地区や幹線道路沿いの高齢者宅を重点的に訪問し、具体的な交通安全指導を行うものであります。昨年は、約8万人、本年も10月末で5万9,000人以上に実施しているところでございます。交通安全シルバー連絡所は、高齢者の方々が日常利用される病院、理容所、温泉の施設等を選定し、警察官や交通安全指導員等による交通安全情報の提供と、地域に応じた交通安全教育等を実施するものであります。

その2は、「キャッチ&セーフティ作戦」の実施であります。夜間、国道等主要幹線道路等を中心に、反射材の着用のない高齢歩行者に対し、その場で反射材を配布し、着用していただくもので、交通事故の未然防止と反射材の普及促進を図るものであります。

その3は、「高齢者のための信号機の設置」であります。道路横断中の交通事故を防止するため、高齢者の利用度が高い施設の周辺や高齢歩行者の通行の多い箇所等に信号機を新設するとともに、既設の信号機についても必要な箇所については高齢者等感応信号機への改良を進めているところであります。

次に、高齢運転者対策であります。



その1つは、講習予備検査——認知機能検査と申しておりますが、「講習予備検査の実施と危険運転者の把握」であります。講習予備検査は、本年6月から全国一斉に実施されておりますが、本県では、10月末までの5カ月間に2,059人が受検され、26人の方が「判断力、記憶力などが低くなっている」という結果であり、今後、適切な支援・運用に配慮してまいるところでございます。危険高齢運転者の把握は、加齢や病気に伴い、運転に支障がある高齢者等を発見した場合、当該高齢者宅を訪問して、本人及びその家族の方々と面会し、交通事故防止についての指導を行うというものであります。

その2は「高齢者運転免許返納メリット制度」の実施であります。この制度は、平成20年4月1日に開始いたしましたが、返納者数は、それ以前の平成18年が67人、平成19年が78人でしたが、昨年は1,001名の方が返納され、本年も10月末現在で854人の方が返納されております。引き続き、本制度についての広報啓発に努め、メリットの拡大充実を図っていく方針であります。

今後、より事故抑止効果が期待できる施策を強力に推進し、高齢者の交通事故防止対策の充実はもとより、交通事故総量の抑止を、全力を挙げて図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

**○根本警務部長** それでは、本年5月に実施されました、会計検査院の現地検査結果について、説明させていただきます。

11月11日に会計検査院が本年の検査結果を公表しているところでございます。その中で、宮崎県警察の物品購入契約におきまして、「翌年度納入」及び「先払い」という、不適正な事務処理があったという指摘を受けているところでございます。その中身でございますけれども、警

察法第37条第1項に規定されております、警察庁から直接配分をされます国庫支弁経費、いわゆる国費のみでございます、この中に補助対象経費は含まれていないところでございます。

まず、翌年度納入から御説明をいたします。翌年度納入とは、物品の納入はその当該年度の3月31日までにを行うことになっているわけでございますけれども、その一部が翌年度の4月1日以降に納入されたものでございます。指摘を受けましたのは、平成16年度、18年度及び19年度分の計6件でございます、金額は65万4,783円でございます。

具体的に申し上げますと、この6件の物品のほとんどが犯罪鑑識の活動用の鑑定用薬品類でございます。こうした薬品類につきましては、外国からの輸入品でありますとか、長期保存がそもそもできないために、発注を受けてから製造をするといった特殊な物品でございます。その結果、その一部が年度を越えまして、4月1日以降におくれて納入をされたというものでございます。

続きまして、もう一つ、先払いについて御説明をいたします。先払いとは、物品がすべて納入される前に、支払いを行ったものでございます。指摘を受けましたのは、平成18年度分の1件で金額は6万6,969円でございます。この物品につきましても、同じく犯罪鑑識活動用の鑑定用の薬品類でございますけれども、これにつきましては、業者から請求書の送付がありまして、担当職員が勘違いをして一部の物品が未納のまま支払いを行ったものでございます。県警としましては、今回の会計検査院の指摘を真摯に受けとめまして、今後の指導・教養の徹底によって、再発防止に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○横田委員長 執行部の説明が終了いたしました。

まず、議案及び報告事項についての質疑を受けたいと思います。

○丸山委員 迷惑防止条例の改正に関してなんですけれども、私も、一般質問等、また要望、陳情にもつき合った者として、今議会に上げていただいて本当にありがたいと思っておる中に、若干不安といいますか、周知徹底はどの辺まで行っているのかなというのを時々耳にします。例えば、この場合には風俗店が多いんですが、飲食業はどうなんでしょうかねとか、そういう周知徹底がまだまだ足りていない。来年の4月から施行ということなんです、先ほどの説明では、いろんな関係団体と意見交換などして直接周知徹底を図っていききたいということだったんですが、もう少し周知徹底をしっかりとやっていただきたいというふうに思っているんですが、そのことをもう少し詳しく教えていただきたいというふうに思っています。

○横山生活安全部長 今、委員の御指摘のとおり、今回の説明を契機といたしまして、可決していただいた暁には詳細に取り組んでいきたいと思っております。

項目的に申し上げますと、周知につきましては、先ほど一部御説明をさせていただきましたけれども、各マスコミ媒体等を利用したお知らせとかあるいはチラシ、ポスター等を介しての周知ということも考えております。お話にございました対象となる業者——風俗関係、あるいは飲食店関係の業者の皆さんが約6,500ぐらい県内にはおいでになります。それぞれ各警察署ごとの説明会あるいは研修会を予定しております。また、状況によっては、業態・業者の皆さんごとの説明会も実施したいというふうに検討をし

ておるところでございます。

なお、説明会・研修会等に御出席ができない業者の皆さんもおいでになろうかと思っておりますので、その皆さん方については、周知方法としてはチラシ等を各店舗にお届けするというような方法で考えておるところであります。また、いろいろなホームページ等を通じましてお尋ね等ございましたら、その地域、単位ごとでも各警察署ごとでも説明会を実施していきたいと考えております。以上でございます。

○丸山委員 新しく規制を追加されるわけありますので、そういった周知徹底はしっかりやっていただきたいと思っております。

それと、もう一つが、この規制に当たって、警察官は多忙ということで、本当に取締りといえますか、見回り等は十二分にできるのかなというようなこともよく聞くんですけれども、その体制づくりに関しては、どういうふうに考えていけばいいのかをちょっとお伺いしたいと思います。

○横山生活安全部長 今回の改正の狙いといいますのは、そういう違反行為が発生しないように抑止効果ということが一つあるかと思えます。

また一方で、そういう違反行為に対する取締りの強化も条例改正に織り込んでいるところであります。ちょっと数字的なことを挙げますと、平成20年1月からことしの3月末まででありますけれども、15カ月間に宮崎北警察署管内、ニシタチとか中央通りの歓楽街において発生した暴行傷害の件数を、これは粗数でありますけれども、暴行傷害だけで約130件ほど認知いたしております。

これは酔客同士のトラブルもあるかと思えますけれども、中にはやっぱり声かけ等に絡むト

ラブルもございまして、一番警察官が負担になっておる部分といいますのは、はっきり申し上げまして、きちっとやれないということです。要するに、検挙なら検挙、逮捕なら逮捕、あるいは指導警告なら指導警告という部分が非常に切ない部分でありまして、執行をする立場からしますと、この条例改正に伴って、指導警告あるいは検挙という、こういうすみ分けがきちりできるということによって、逆に、負担が軽減されるのではないかと。取締り体制についても、橋通り交番、あるいは高千穂通り交番がございましてけれども——酔客が絡む話ですので、非常に時間が長くかかりますが——夜間の当直体制と交番の警戒体制で体制的には十分確保できるんじゃないかと。今、申し上げましたのは、宮崎の管内のこととございましてけれども、ほかの歓楽街におきまして、当直体制——大きな事案になれば、もちろん呼び出し体制もあるかと思っておりますけれども、現有体制でしっかり対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

**○丸山委員** あと一点、資料のほうにカラー刷りのところで括弧の中に「風俗案内所」というのが例で書いてあるんですが、県内にこういうものがあって、今後、指導もあるというふうに見ていいのか。普通の飲み屋さんの案内所と、いろいろバリエーションがあるんじゃないかなと思っておりますが、その辺の判断としては……、今後4月までに警告しながら、これもだめになりますよというような形で、どんどん徹底していくということによろしいのでしょうか。

**○横山生活安全部長** 現在、風俗案内所という名称の店舗があります。しかも、その店でいろんな風俗店の、特に県外の皆さん方が多いのか

もしれませんし、県内でも宮崎市外等からおいでになる皆さんがファッションヘルスとか、個室マッサージとか、そういう場所はどこにあるのかと、こういうお尋ねでして、これは、いわゆる路上に立って客引き、声かけをするのと同様の行為と思われるために規制対象に入れております。今後も、そういう取締り対象外の業態というものがふえる可能性もありますので、条例の中に織り込んだものであります。

これは、事前に多分パブコメ等でもお知らせしているんですが、周知の段階で、またそういう皆さん方も十分認知されることになるんだろうと思います。規制の対象になれば、それはしっかり指導警告あるいは取締り等の対象としてやっていきたいと思っております。以上であります。

**○丸山委員** パブリックコメントを行ったということなんですが、何件来られて、具体的にはどういふことをというのがあったのであれば、最後にそれをお伺いしたいと思います。

**○横山生活安全部長** パブコメの結果でございます。パブリックコメントにつきましては、本年8月26日から9月24日までの約1カ月間実施をいたしました。提出された意見は65名・66件でございました。

結果といたしましては、条例改正に賛成の意見が65件、慎重意見が1件ということでありまして、賛成意見の中には、誘引行為の規制とか店舗の営業停止処分など、行政処分に波及する意見もございましたし、慎重意見では、表現の自由、職業選択の自由を尊重する観点から、慎重であるべきではないかというのが1件ございました。特に多かったのが、やはり通行の都度客引きにしつこく声をかけられており、通行の邪魔にもなるので、客引き行為自体を厳しく取

り締まってほしいというのが8件、あるいは客引きの罰則を厳しくしてほしいというのが5件、そのほかいろいろ織り混ぜての意見がございましたけれども、客引き等に声をかけられ恥ずかしい、怖い、不快、嫌な思いがした、あるいは強引に店に連れていかれた、つきまとわれた、スカウトやキャッチがしつこくて迷惑、不快、やめてほしい、客引きが大勢でたむろしており怖い、通りづらい、客引きは交通の邪魔になる、さらには営業妨害になる、そういうもろもろの御意見が50件ということでした。以上でございます。

○横田委員長 ほかにございませんか。

それでは、その他の報告事項についての質疑はありませんか。

○丸山委員 高齢者の事故の主な対策ということで、もう少し詳しく教えていただきたいんですが、2の(4)に、「てげてげ運転追放運動の展開」ということで、「1.10作戦・1.30作戦」というのがありますが、これは、恐らく全国より10%てげてげ運転が高いから重要なのかなと思うんですが、それをもうちょっと具体的に、どういことをやられているのかをお伺いしたいと思います。

○中原交通部長 先ほども御報告の中で若干説明いたしましたけれども、このてげてげ運転追放運動を始めた理由というのは、先ほど申し上げましたように、本県の交通事故は、わき見とか、ぼんやりとか、考え事とかそういう類のものが70%ぐらいあると、これは全国平均よりも10ポイントぐらい高いんだと、要するに、そういう類の事故が多いと、これを抑止しない限りなかなか交通事故全体は減っていかないんじゃないかということで、この「てげてげ運転追放運動」という名前で運動を展開しておるわけです。

これを担保するといえますか、これを推進するためにはどうしても——広報啓発ももちろんあるんですけども、運転者一人一人が自覚していただくというのが一番いいんですけども、なかなかそうはいきません。そこで、我々警察といたしましては、1.10・1.30というネーミングで作戦名をつけて、制服警察官は、日中だけ勤務する形態の警察官と一昼夜勤務する警察官とおりますが、日中だけ朝9時ぐらいから夕方までの勤務の警察官は、一日10台をめどに車をとめてくれと、それから一昼夜勤務する警察官については、「一当務」と我々は呼んでおるんですが、一当務に30台をめどに車をとめて、安全アドバイスをしっかり直接やってくれというこの作戦でございます。そういうことを展開しております。

○丸山委員 その10台なり30台をとめられて、具体的にはどういう指導をやられているのか。急にとめられてびっくりするとか、そういうときもあるんですが、例えば、チラシを配るとか何かされているのか。「今、てげてげ運転追放運動を展開していますから安全運転をしてくださいね」という形だけなのか。どういった指導を具体的にはやられているのか、お伺いしたいと思います。

○中原交通部長 これは、車をとめまして、一般的には、本県の交通事故はそういうぼんやり運転での事故が多いんですよということで、運転をするときには緊張感を持って運転してくださいと、目的地に着くまで緊張感を持ってくださいよということをお願いする、あるいは最近の事故事例、都城であれば都城の、宮崎であれば宮崎であった卑近な交通死亡事故の例をとって、こういうことでしたよと、こういうことを気をつけてくださいよというようなことを、時

間も長くとれませんので、簡単にそういうアドバイスをしております。あるいは、先ほど申しました小テストというのがあるんですが、これ、7問ぐらいあるんですけども、その中から3つぐらい選んで簡単なミニテストという用紙をつくっておるんですけど、それをそこでやっていただくのが一番いいんですけども、時間がありませんから、それを配って「おうちに帰られてから、この3つをちょっとテストしてみてください」というようなことを実施しております。

**○丸山委員** この作戦を始められてから多少は死亡事故が減っている地域があるとか、具体的なことがあればあったとか、ほかの県でもこういうのをやられて、交通事故が抑止されているということによろしいんでしょうか、成果をお伺いしたいと思います。

**○中原交通部長** 他県での取り組みについては、これと類似するような取り組みというのは、今のところ、私は把握しておりません。承知しておりません。

それと、御存じのように、9月の14日から立ち上げたものですから、まだ期間も短くて、なかなか精緻な分析というのはできておりません。したがって、今、これが即死亡事故の抑止に効果が出ておるといようなことは申し上げにくいというところでございます。

**○松田副委員長** 同じく交通事故の現状の点で1点お伺いします。

県民の方々から寄せられた声なんですけど、交通事故の特徴で、わき見・安全不確認等が原因とありますが、本県の自動車の運転の特徴に、例えば国道10号線なんですけれども、追い越し車線を遅い車が走って、一般車線を追い越していかなくちゃいけないという状態が大変多い。

これでストレスを感じるというのが大変多いでございます。こういった現象、私もよく体験をするんですが、警察のほうは認識をしていらっしゃるか、また、交通事故の原因としてこういった追い越しによるものがあるのかどうかをお教えいただきたいと思います。

**○中原交通部長** 今、委員の御指摘の10号線に限って言えば、そこで速度の遅い車がおって、それでつい追い越しをしてしまう、そういうことによって事故が起きているのではないかと、これを警察が認識しているかどうかという話ですが、我々、実勢速度と言っています、実際の速度、10号線でどのくらいのスピードで皆さん走っておるのかというやつについては把握はしております。

御存じのように、区間的に規制速度40キロのところがあったり、50キロのところがあったり、あるいは法定で最高が60キロですから、60キロというような規制のところはそれぞれあるんですが、極端に遅い速度で車が行ってほとんど渋滞するというようなことについては、直接把握はしておりません。

それと、追い越しによつての事故、これはございます。この前も追い越しによつて対向車線に出て正面衝突をして亡くなったという死亡事故もあります。追い越しはもちろん禁止、違反でございますので、そういう行為で事故が起こるといのは、容易に考えられることではございまして、そういうことがないようにしたいと考えております。

**○松田副委員長** 県内の道路を、今、言いましたように追い越し車線を遅い車が走っているというストレスに関しては、この春あるいは秋のゴールデンウィークに県外から来られた方からも何件かお話をいただきました。これ、管轄が

公安委員会なのかもしれませんが、警察のほうでもある程度というか、啓発をされるようなことをいただくとありがたいかなと思います。要望にかえさせていただきます。

○横田委員長 ほかにございませんか。

それでは、最後に、その他で何かありませんか。

○満行委員 「機関誌ひゅうが」について、これ、2月の代表質問で質問しようと思っているんですが、その準備として幾つかお聞きしたいなと思っているんですけど、これ、皆さん読んでいらっしゃるんですかね。私は、非常に楽しみで、12月号ももう隅々まで読まさせていただいて、新見委員と「すごいよね」という話をこの前もしたんですけど、これ、教養課長発行ということになっていますが、編集とか作成ですね、どこがされているのか。写真とかイラストがいっぱいで、カラー刷りで、物すごくビジュアルに凝っているわけですよね。発行部数とか配布先、議員はこのメンバーはいただいていると思うんですが、あと、その予算ですね、そういった概要をどなたか説明いただくとありがたいなと思います。

○上久保警務課長 機関誌の関係でお答えしたいと思います。編集につきましては、委員の方からありましたように、警察本部の教養課で担当しまして、ここの一般職の職員で編集の作業は行っておるところでございます。

それと、発行部数ですけども、月3,700部を発行しております。それと予算ですけども、これは県費と互助会と合わせて年間約460万円でございます。ちなみに、県費につきましては、年間約54万でございます。残りが互助会で400万、これで発行をしているところでございます。

それから、配布先でございますけれども、1

つは、互助会の関係におきましては、職員に配布しております。それから県費の予算の分につきましては、殉職者の遺族の方、それから県、それと先ほど委員からありました常任委員会の方への配布、それと出向しておる職員がございますので、そこに配布しております。それから、これは予算の中でやっておりますけれども、OBの外郭団体であります警友会等のところにつきましては、実費で購入をさせていただいております。すべてで3,700部毎月発行しているところでございます。

また、編集に当たっては、1カ月でつくるということで、担当職員2名でやっておりますけれども、毎月の企画・立案、さらに、あれだけの投稿者の原稿を集めるというところで、大変苦労しておるようでございますけれども、委員の言われましたように、「今回の記事、特集、よかったよ」というような話、多々聞きます。そういうところが担当者のやりがい、生きがいになっておるようなどころでございます。

この機関誌、ちょっと調べてみましたけれども、戦後の昭和22年に発刊しております。ことしで62年たっております。当時の発行の目的というのをたどってみますと、やはり警察職員相互の融和を深め、良識の涵養と品性の練磨及び文化面の教養啓発に資することを目的とすることで昭和22年に発刊されて、以後62年間、現在も続いているところでございます。手前みそですけども、好評を得ていると考えております。以上でございます。

○満行委員 互助会というのがよくわからないんですけど、県費持ち出しは54万で3,700部、すごいコスト・パフォーマンスでやっていらっしゃるなと思って感心をしました。

あと、本部長のコーナーが今までずっとあり

ましたよね。前任者は、暦おたくで、すごいマニアックな中身だったですし、その前の前任者はピアノを弾く方で、そういうコラムもありましたが、新本部長は、そういうコーナーはお考えはないのか、本部長なのかどなたか、どうでしょうか。

**○鶴見警察本部長** 「機関誌ひゅうが」につきましては、今、警務課長が説明いたしましたように、県警職員にとりまして、士気高揚の上でも、県警の存在感、一体感を高めるという上でも非常に有効な機関誌であるというふうに考えておりました、私のほうも、とりあえず当面は、来年の年始に向けて、先ほどありました編集者のほうからインタビューを受けて新年の抱負を述べるというような形のことを考えております。前本部長、前々本部長等のように、多才といたしますか、そういった高い教養が私にはございませんので、各職員に高い観点からいろんなことを書いて説いて教えるというようなことよりも、当面、そういったことで「ひゅうが」のほうには、私の思いを載せていただくということと、もし、若干余裕があれば、私がこれまでにいろんなことで学んできた——警察人生で学んできたことについて、職員のほうに文書で語りかけるということも考えてはみたいと思っています。文書で語りかけるということも非常にいいことだと思いますけれども、現在、各署を回っておりまして、直接、各署の署員に語りかけるというような形で全署を今、訓育といたしますか、本部長講話というような形で話をして回っているという状況でございます。

**○満行委員** この3,700部は職員だけではなくて、家族の方とか、我々も読ましていただけなので、できましたら、活字で本部長の人となり——今までにずっと御苦労いただいて、今日

に至ったいろんな経験とかお持ちでしょうから、そういうところを御披瀝いただけると、またより警察が近くなるのかなという気もしていますので、ぜひ、機会がありましたらそういうコラムも欲しいなと思います。

あともう一つ、もう62年経過するという事なんですが、来年7月はどうも数えると500号なんですよね。第500号が来年7月の予定になると思うんですが、500号の特別版か何かお考えなのか。予算編成時期なので、そこのところ期待しているんですけども、いかがなんでしょうか。

**○上久保警務課長** 500号には気づきませんでした。62年間たっておるということですので、今の意見を踏まえながら考えていきたいと思っております。

**○満行委員** この12月号に、警察学校にマスコミの方が6名体験入校をされたということが載っていたんですけども、この警察学校の体験入校というのは、どういう基準で、どういう方々が、実績はどうなっているのか、ちょっと興味があるものですから、教えていただきたいと思っております。

**○湯地総務課長** 今度の記者の体験入校ですね、これは本県では初めて行いました。参加していただいたのは、6社6名の方でございます。テレビが2社で、4社が新聞各社ということになります。そういう経緯で、どうしても警察の業務を知っていただこうと、そういう機会にさせていただこうということでやっております。以上でございます。

**○満行委員** 初めてというのは知らなかったんですけど、そういうマスコミを対象に来年以降も行うということでしょうか。

**○湯地総務課長** 希望を募りますが、記者になったばかりの方とか、報道機関の中で他部門から

報道関係に移った方、その方たちにどうかという声かけをしまして、体験したいということであれば、学校側と検討しながらやっていきたいと考えております。

○満行委員 わかりました。

○横田委員長 ほかにございませんか。

○松田副委員長 2点お伺いします。

全国的に性犯罪の増加が喧伝されております。私は、「痴漢」と言っておりましたが、痴漢じゃなしに、つきまといですとか、露出行為とか、さまざまな分野があるんだそうですが、県内における性犯罪の実態を教えてくださいたいと思います。

もう一点、先日、警察犬の訓練ですか、調教があったというふうに聞きましたが、県内にどれぐらいの警察犬が——警察犬というのは、どのような形で運営されているのか、実態をお教えいただきたく思います。

○横山生活安全部長 性犯罪の発生の状況でありますけれども、平成20年の性犯罪につきましては、強姦、強制わいせつ、公然わいせつ、この3罪種を一般的には性犯罪と言っておりますけれども、認知件数は、平成20年が109件であります。ことしが10月末現在で104件ということでありまして、昨年の同期と比べますと、認知件数でプラス14ということで、若干特徴的なところを申し上げますと、公然わいせつ、公共の場所ですというような行為がプラス15件ということでありまして、これがやはり認知件数としては、増加傾向にあるということでありまして。

ちなみに、この種の性犯罪は被害届けを非常に躊躇するというのがございまして、警察としましては、認知の機会が非常に少ないというか、検挙の端緒の機会が少ないわけでありまして、今後とも、被害者支援の充実を図るということ

が大事だろうと思っておりますし、学校とか地域の皆さん、あるいは関係機関・団体との連携強化によって抑止・検挙にしっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。以上であります。

○松尾刑事部長 警察犬の関係、お答えいたします。警察犬は、犯罪捜査とか、それから所在不明の方々の捜索、こういうものに活躍をしてもらっております。先般、審査会というのをやりましたんですけれども、毎年毎年、1年間に約30頭から40頭ぐらいを嘱託させていただいております。

警察犬の何と申しますか、採用と申しますかね、この方法も全国ではいろいろございまして、「直轄警察犬制度」というのと、「嘱託警察犬制度」というのがございます。直轄犬というのは、要するに、自分のところで、自前で警察犬を養い飼育し、また指導士の方もお抱えして、人件費等もお支払いしながら、運用をしていくということですが、これは、コストが非常に高うございますので、私どものほうは昭和41年から警察犬の運用をやっておりますけれども、一括して嘱託警察犬、要するに、指導士の方も警察犬も本部長の嘱託によってお願いすると、出動された場合は、それに対して謝金ということでお金をお支払いするというところでやっております。

平成21年、これは25頭を嘱託しておりまして、主な犬種、これはシェパードがほとんどでございます。シェパードが21頭、それからラブラドルレトリバー、これが4頭でございます。ちなみに雌が15頭、雄が10頭ということで、雌のほうが多いんですけど、こういった状況で出動してもらっておりまして、本年は約50回ぐらい犯罪捜査とか、それから所在不明者の捜索という



ものに出動してもらいました。

どういう効果があったかということでございますけれども、例えば、コンビニ強盗事件があったんですけど、コンビニの入り口から裏手の駐車場のほうに犬が足跡を追いかけていったと。後々その強盗犯人をつかまえましたところ、は、駐車場のところまで車で来まして、車をそこで降りまして、そこからコンビニに入って行って強盗をして逃げたということで、犯行の手口、逃走経路等々の判断に非常に役立ったと。また、窃盗等につきましても、現場から足跡を追いかけていくということ等で活躍してくれております。

また、所在不明者の方で、ある警察署管内でビルの屋上から転落された方がございまして、犯罪かな、殺人事件かなと思っておりましたら、殺人事件ではございませんでした。変死事案として取り扱ったんですけれども、身元がよくわからないということで警察犬の出動をお願いしましたところ、現場から約1キロぐらい離れた、お亡くなりになった方のアパートまで行って身元が判明したと。それから、所在不明者の方々は、どうもどちらに行かれたのかよくわからないということで、最近おられたところ、家からいらっしゃらなくなれば家のほうから警察犬に出動をお願いしますと、河川敷のほうに行ったと——付近を捜索しましたところ、川の中にお遺体があったというようなことで、約50回ぐらい出動しまして、十数件そういった実績事例がございます。

このように犯罪捜査、あるいは所在捜査のために非常に活躍してくれておりますので、今後とも、有効に活用していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○松田副委員長 それでは、性犯罪のほうから

もう一点質問させていただきます。今、言った認知件数ということでありましたけれども、いろいろな形でそういった迷惑行為ですとか、痴漢的な迷惑をこうむった方が、まず通報するのは交番であったり、警察であったりするんですが、その調書をとるのに交番ですとか警察署に行くのが大変恥ずかしいであったり、時間をとられるといった声も聞きますが、よく刑事さんたちが自宅まで来てくださって事情聴取をしてくれたというところまでは聞いているんですが、調書というんですか、そういったものをつくるときは、被害に遭われた方のお宅でつくる等々のサービスというか、そういう配慮というのはあるんでしょうか。

○横山生活安全部長 事情聴取も含めまして非常に勇気を出して被害届あるいは申告をされるわけでございますので、これは被害者の方々の御要望なり、その場所で——警察署に行ってもかまわないよという方も中にはおいでになりますけれども、その場合であっても、相談室とか、あるいは入室あるいは退室の配慮とか、そういうことも行っております。もちろん御自宅のほうでも、中には家族にも知られたくないという場合もございますので、これは、あくまでも届け出をいただくということのその端緒、あるいは情報を得ることについての重要性をしっかりと受けとめた上での対応をしておりますので、サービスというよりも、これは当然そういう対応をすべきだという取り扱いで部内の教養・指導はやっておるところであります。以上であります。

○松尾刑事部長 ちょっと追加いたしますけれども、なるべく表に目立たないやり方といいますか、そういったことも心してやっていきたいと思っておりますし、また、女性警察官がおりますの

で、取調べ等に当たっては、女性警察官等を活用するなど、そういう配慮をいたしております。

○松田副委員長 御配慮、大変安心いたしました。

もう一点です。徳島県でしたか、他県では、性犯罪に関しましては、産婦人科とか、そういった専門の医師と連携をして、被害に遭われた方々の心身ともにケアをされるという事例を聞いておりますが、宮崎県では、そのように医師の方々や関連部局との連携はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○松尾刑事部長 宮崎県のほうも性犯罪ネットワークというものができておまして、産婦人科の先生方等お願いしまして、そういう診察をしてもらうとか、そういったものを確立をいたしております。

○松田副委員長 ありがとうございます。

それでは、最後に警察犬でもう一点質問をさせていただきます。宮崎県の場合は、25頭の警察犬がすべて民間への委託、嘱託ということで伺いましたが、よく、町なかに警察公認でしょうかね、「警察犬訓練所」という看板を見るんですが、この訓練所のあり方、公認であるのか、それとも勝手に名乗っていらっしゃるのか、その辺が区別がつかないものですから、お教えいただけますか。

○松尾刑事部長 我々のほうは、あくまでも犬と指導士の方を審査を行って、警察犬として適性があるのかどうかということを確認いたしました上で、運用要領によりまして、本部長が嘱託をするということをごさしまして、ちまたに「訓練……」などがかかっていますね。これは、我々とは全く関係ございません。以上です。

○松田副委員長 ありがとうございます。

○中野廣明委員 確認ですけど、この間、韓国

岳で子供が遭難して死亡しましたですね。あのとき、自衛隊さんやら入っておって、これ以上すると2次災害とかという話でした。私は、自衛隊であれぐらいで2次災害かなと、あの寒さで次の日まで延ばして捜査しても、恐らくもう死亡しておるのじゃないかなと思ったんですが、ああいう場合の最終捜査、チームの指揮命令系統というのは、最終決定を下すのはどこになるんですかね。そこそこの……。

○横山生活安全部長 あのような山岳遭難、あるいは水難救助もそうだろうと思うんですけども、短時間であれば別ですけども、ある程度長期間予想される場合、救助対策本部が設置されるということになるかと思えます。今回の場合も、えびの市の副市長さんが対策本部長になって、えびの高原の旧高原派出所をその現地本部にしまして、えびの市の副市長さん以下の幹部の方、それと警察ではえびの警察署長を長としまして主要幹部、あと、自衛隊、消防、そういう関係機関・団体の皆さんのトップが一堂に警備本部の指揮体制に入られるということでありまして、最終決断はどこということではないと思えますけれども、最終的には、その四者あるいは五者のトップの皆さん方が救助の状況とか、天候とか、あるいはその見通し等を慎重に検討された上で、協議検討で判断されるものというふうに考えております。以上でございます。

○横田委員長 これぐらいでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでございました。暫時休憩いたします。

午前11時14分休憩

---

午前11時22分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

教育委員会にお越しいただきました。本委員会への報告事項、その他の報告事項について、教育長並びに関係課長の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○渡辺教育長 教育委員会でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。お手元の文教警察企業常任委員会資料をお願いいたします。表紙をめくっていただきまして、裏面の目次をごらんください。

本日、御説明いたします事項は、まず、議案以外の議会提出報告といたしまして、「損害賠償額を定めたことについて」であります。

次に、その他報告事項といたしましては、「教育事務所の再編について」、「県立高校生の就職状況について」、「平成22年度宮崎県公立学校教員採用選考状況について」、「平成21年度児童生徒の体力・運動能力調査結果について」、「スプレクみやざき2009の結果について」の5件であります。

私のほうからは、以上であります。引き続き、関係課・室長が説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○金丸総務課長 それでは、常任委員会資料の3ページをお願いいたします。教育事務所の再編についてでございます。

教育事務所の再編につきましては、去る9月議会におきまして御説明を申し上げまして、また10月19日には、常任委員会の皆様と教育委員との間で意見交換が行われたところでございま

す。本日は、それ以降に行いました市町村への説明を含めまして、これまでの経過を中心に御説明申し上げます。

まず、説明の経緯であります。9月29日の常任委員会で、教育事務所再編（案）を説明申し上げます。

9月30日に、市町村教育長連絡協議会会長及び町村教育長会会長に対しまして、教育事務所再編（案）を説明いたしました。

10月2日に、すべての市町村教育長に対しまして、各所管の教育事務所のほうから説明を申し上げます。

10月5日から10月30日にかけて、教育事務所の再編により、教育事務所からの距離が遠くなる南那珂、西諸県、児湯、西臼杵、各教育事務所管内の市町村及び教育長に対しまして、教育事務所再編（案）を説明いたしました。1ページから2ページに日程等を記載しております。10月5日以降10月30日にかけて、市町村長、教育長に対する説明をしております。

日にちが前後いたしますけれども、(5)ですが、10月19日に常任委員会がございまして、教育事務所の業務等につきまして御説明を申し上げるとともに、常任委員の皆様と県教育委員との間で意見交換が行われました。常任委員の皆様から、「もっと現場の声を聞くべきだ」との意見が出されまして、教育事務所再編に関する規則改正の教育委員会への付議の時期を当初の11月から12月に延ばすことといたしました。

10月23日に児湯地方教育委員会連絡協議会と児湯地方教育長連絡協議会から要望書が提出されました。内容につきましては、後ほど申し上げます。

10月26日から11月24日にかけて、教育事務所の再編により、教育事務所からの距離が遠

くなる南那珂など4地域の市町村教育長と県教育委員が意見交換を行いました。日程は表のとおりでございます。

(8)でございます。10月29日に、市町村教育長連絡協議会から県教育長に対しまして、教育事務所再編に係る要望書が提出されました。内容につきましては、後ほど申し上げます。

11月4日と5日でございますが、すべての市町村教育長に対しまして、(8)で、提出されました教育長協議会からの要望書についての県の考え方の概略をお示ししますとともに、これまでの説明の中で市町村長や市町村教育長から出されました意見・要望に対する県の考え方をお示しいたしました。なお、児湯地区につきましては、(6)に記載しておりますように、要望書が提出されておりましたので、それに対する回答を行いました。後ほど内容については申し上げます。11月4日と5日の日程は、表のとおりでございます。

11月6日に、宮崎県校長会の理事等の役員及び町村代表に対しまして、説明をいたしました。

11月11日に、(8)で提出されました市町村教育長連絡協議会からの要望書につきまして、県としての考え方を、県教育長が出席いたしまして、市町村教育長連絡協議会に対しまして直接回答するとともに、意見交換を行いました。市町村教育長連絡協議会の会長から、意見交換の最後に、協議会として教育事務所再編を進めることについて、理解をすとの結論を得ることができました。

次に、市町村への説明を行った結果についてでございます。当初説明を行いました時点では、教育事務所の再編につきまして、「なぜ、事前に市町村教育長に対して協議をしなかったのか」など、説明手続の問題を指摘する意見が多く聞

かれました。また、特に教育事務所からの距離が遠くなる地域におきましては、一部の市町村長から、「人口の多いところに機能を集中させる考え方に納得できない」との意見が聞かれたほか、多くの市町村教育長から「教育事務所の再編後も現在と変わらない指導、助言、援助が受けられるか不安である」など、身近なところから教育事務所がなくなることにに対する不安が聞かれました。しかしながら、説明を重ねる中で、ほとんどの市町村長及び市町村教育長から、再編(案)につきまして一定の理解をいただくことができたところでございます。

なお、先ほども申し上げましたが、市町村教育長連絡協議会から10月29日に提出されました要望書に対しまして、11月11日に意見交換を行い、県教育委員会として、今後も必要に応じた協議を行っていくことなどについて回答した結果、同協議会からは、教育事務所の再編について理解する旨の見解をいただいたところでございます。

別添資料の1、7ページをお願いいたします。児湯地区からの要望への回答でございます。要望・質問事項が5点ございます。

まず、1点目は、「なぜ、市町村への説明がこの時期となったのか」というものでございます。回答の要点を申し上げたいと思います。(1)は、平成19年6月に行財政改革大綱を策定いたしまして、この中で、教育委員会の出先機関等のあり方について検討することを明記し、これに基づき、これまで教育事務所のあり方について検討を行ってきたこと、(2)は、すべての市町村教育長並びに260名の学校長、及び360名の教諭に対しましてアンケート調査を行ったこと、(3)は、他の都道府県の状況を調査したところ、平成16年度以降23府県が統廃合を実施して

いることを確認したこと、以上のことから、県教育委員会といたしましては、市町村教育委員会に対して行うべき指導、助言、援助の今後のあり方、統廃合した場合の影響等について検討を重ねた結果、教育事務所の再編（案）を取りまとめ、9月下旬から県議会及び市町村への説明を行ってきたところでございます。

2点目の質問は、「なぜ、中部教育事務所が高鍋町では機能が果たせないのか」というものでございます、これは、再編（案）では、宮崎市に教育事務所を設置するということになっておりますので、高鍋町に設置できないのかという要望・質問でございます。（1）は、教育事務所は、総務課と教育推進課の2課で構成されており、このうち、総務課では、1つには、人事業務としまして、教職員の人事に関する情報の収集、人事異動案の作成、懲戒処分、分限処分に関する事務、臨時的任用職員等の任免に関する業務を、また、2点目には給与・旅費業務を行っているところでございます。これらの人事業務、給与・旅費業務に関する業務量は、業務内容の性質上、教職員数に比例するということとなりますが、宮崎教育事務所管内と児湯教育事務所管内の教職員数は、記載のとおりとなっていること、（2）は、教育推進課でございますが、こちらについては、市町村立学校に対する教科指導力向上、生徒指導等の専門的事項に関する指導、助言の業務を行っており、これらの業務量につきましては、学校数、教職員数、各市町村教育委員会の指導主事の配置状況によって異なってまいりますが、学校訪問の実績で見ますと、宮崎教育事務所の訪問回数が児湯教育事務所の訪問回数を大きく上回っている状況にあること、以上のことから再編後の中部教育事務所の場所につきましては、現在の宮崎教育事務所

の所在地が適切であると判断したところでございます。

3点目は、「再編後も現在と同じサービスが受けられることは可能なのか」という質問でございます。まず、（1）は、今回の再編案の基本方針でございますが、これまで行ってきました市町村教育委員会、市町村立学校等に対する指導、助言、援助の質及び量を維持・充実させることを基本方針として案を策定しております。したがって、再編後の体制につきましては、担当リーダー以下の職員につきましては、現在の職員数を維持することとしまして、そして教科、生徒指導等の各専門分野に対応した指導主事の構成となるよう各教育事務所の体制を整えることを基本としております。

以上のことによりまして、市町村立学校に対する指導、助言、援助の質の向上を図ることができるとともに、指導主事がこれまで専門外の教科研究等に費やしていた時間を、専門領域の研究等に当てることが可能となったと考えております。

4点目でございますが、「再編を実施する場合には、市町村教育委員会に指導主事を県費で派遣してほしい」という要望でございます。これにつきましては、人件費につきましては派遣先の市町村が負担すべきものでありまして、地方自治法上の規定でも、その原則が示されております。また、九州各県におきましても、現在、県費負担により指導主事を派遣している例はない旨を述べております。

5点目につきましては、「再編後の教育事務所を高鍋町に設置してほしい」ということで、先ほどの②の回答どおりでございます。

以上の回答につきましては、11月4日に児湯地区の7市町村の教育長さん、全員が御出席の

会議で回答を申し上げましたが、回答に対する異論等はなく、会議の最後のほうでは、各教育長の皆様から、再編によって教育事務所までの距離が遠くなるけれども、ぜひとも、これまでと変わらない支援をしていただきたいとの要望があったところでございます。

次の10ページをお願いしたいと思います。別添資料2でございます。宮崎縣市町村教育長連絡協議会からの要望に対する回答でございます。先ほど申し上げましたように、11月11日に教育長連絡協議会との協議の場を設けまして、渡辺教育長が直接回答した内容でございます。

まず、教育事務所再編の内容（所管区域）でございます。ここには書いてございませんが、この要望の趣旨は、日南市と串間市の所管に関するものでございまして、日南市と串間市が、なぜ都城市に置かれる南部教育事務所の所管になるのか、宮崎市に置かれる中部教育事務所の所管にしてもらえないだろうかという趣旨でございます。

回答の1番目では、再編の必要性、理由を述べております。

2番目で再編後の教育事務所の数でございますが、①でアンケート調査の結果、教育事務所の役割が今後も必要であるとの意見が多くあったこと、②では、本県における市町村の諸事情を勘案した場合に、指導、助言、援助は引き続き必要であると考えられたこと、③では、他の都道府県の状況を調査した結果、統合を行った府県が18府県になっていること、④では、3カ所に統合することによりまして、指導、助言の体制を整えるための指導主事の数を確保することが可能であったこと、そういうことから3カ所にしたということでございます。

3番目の回答は、各教育事務所ごとの所管区

域でございますが、再編後の教育事務所が所管する市町村数、学校数、教職員数については、3カ所においてできるだけ偏りが生じないようにすること、また、例えば、現在南那珂教育事務所の所管でございます日南市と串間市を、再編後におきまして、異なる管轄にするというような措置は避けることとの考え方にに基づき、再編（案）を策定した旨、回答しております。

11ページの表をごらんいただきたいと思います。2つ表がございますが、上の表が現在案でございます。宮崎と児湯を統合しまして中部にすることによりまして、この表の右から2つ目の欄に学校数という欄がございますが、学校数が中部が125、南部が148、北部が124となります。これを下の表でございますが、南那珂を宮崎・児湯地区と同じグループにいたしました場合には、学校数が170ということになりまして、少しアンバランスになるという状況になるところでございます。

2点目ですが、教育事務所再編後の教職員の人事異動についてでございます。これにつきましては、現在の人事異動のやり方を変えるのかという質問でございます。答えでございますが、県教育委員会では、市町村立学校教職員の人事異動について、現在7カ所の教育事務所の区域を単位とした人事異動を行っており、平成22年4月1日の定期異動におきましては、現在と同じ考え方で行いたいと考えている。今後、仮に、現在の考え方を変更する場合には、市町村教育長連絡協議会との協議を行っていきいたいと考えている旨、回答したところでございます。

3点目が、教育事務所再編後の市町村教育委員会における指導行政の支援でございます。4つございますが、1番と2番につきましては、先ほど児湯からの要望に対する回答で申し上げ

たとおり、今回の再編案の基本方針、担当リーダー以下は職員数を減らさない旨を書いております。3番でございますが、再編後の支援につきましては、これまでどおり万全を期していくこととしておりますけれども、必要な場合には協議会との協議を行いながら対応していくこと、また4番でございますが、これまで7つの教育事務所管内を単位として実施しております研修とか、校長会等の会議、これにつきましては、再編後は基本的には3つの教育事務所管内を単位として実施いたしますけれども、必要と判断される場合には、現在の7つの教育事務所管内を単位として実施するなど、柔軟な対応を行っていきたいと考えております。また、具体的な対応につきましては、再編で統合されます教育事務所間で個別具体的に検討し、その際には市町村教育委員会の意見を聞いていきたいと考えております。その旨、回答をしております。市町村教育長連絡協議会につきましては、県内のすべての市町村教育長から構成された組織であります。以上の内容を申し上げまして、先ほども申し上げたとおりでございますが、再編について理解する旨の回答を得たところでございます。

最後に、資料がございませんが、以上の経過を踏まえました上で、この再編案を決定するまでに、解決しなければならない検討課題が現在2つ残されていると考えております。

1点目が先ほど申し上げましたように、日南市、串間市の所管についてでございます。この要望につきましては、先ほども申し上げましたように、市町村教育長連絡協議会からも要望がございましたが、私どもが直接日南市、串間市に伺った際にも、日南市長、串間市長から直接、強い御要望があったところでございます。この

ことにつきまして、現在、私どもとしましても、真剣に検討しているところでございますが、クリアをしなければならない課題が2つあるというふうに認識しております。

1つ目がこの要望を受け入れた場合に、再編後の3つの教育事務所の所管する学校数にアンバランスが生じます。先ほど表でござんいただいたとおりでございます。その際に、中部教育事務所の所管する学校数が非常に多くなりますので、その場合に中部教育事務所の所長あるいは総務課長等の業務遂行に支障が生じないかという点が1点でございます。もう一点は、この要望を受け入れた際に、現在の教育事務所の建物、西池町にございますが、こちらの建物への職員の収容が可能か、あるいは駐車場の確保が可能かと、そういった点がポイントとして挙げられます。

また、残された課題のもう一点でございますが、再編によりまして、教育事務所までの距離が遠くなる南那珂など4地域の市町村から、これまでと同様の支援が受けられるかといった不安はございます。こういった不安を解消する手だてがほかにはないか、さらに検討をする必要があるというふうに考えております。以上でございます。

**○井上財務福利課長** 財務福利課関係につきましては、地方自治法の規定に基づき、知事において「損害賠償額を定めたこと」について御報告申し上げるものであります。

初めに、平成21年11月定例県議会提出報告書の4ページの一番下の行でございます。左から2つ目の事案内容欄にあります「県立高校生産物異物混入事故」についてであります。詳細につきましては、常任委員会資料により説明させていただきます。

大変恐れ入ります。資料をおかえいただきまして、常任委員会資料の1ページをお願いいたします。まず、事故の経緯を記してございますが、これにつきましては、一度御報告申し上げておりますけれども、時間がたっておりますので、いま一度御確認いただきたいと存じます。

まず、1の事故の発生日時でございますが、本年9月12日午後12時50分ごろでございます。2の事故の発生場所は都城農業高等学校三股牧場でございます。3の事故の相手方でございますが、宮崎県経済農業協同組合連合会でございます。4の事故の状況及び原因についてでございますが、まず、事故の状況につきましては①にありますとおり、都城農業高校三股牧場から出荷した乳牛の生乳から、出荷過程における検査におきまして細菌発生抑制物質、すなわち抗生物質が検出されましたため、②にございますとおり、同生乳の販売を委託している相手方におかれましては、同校牧場を含み、各農家を集乳車で巡回して集乳しているところでございますけれども、この抗生物質の混入により、その折集乳した生乳のすべてを廃棄することとなったものであります。

次に、その原因でございますが、③にありますとおり、乳房炎の治療のため抗生物質を注入した乳牛から搾乳しました生乳が、出荷用の生乳に混入したものと推定されます。これは、④にございますとおり、乳房炎に罹患している乳牛を搾乳した職員が、本来廃棄すべき生乳が絞られた乳房に、出荷用の搾乳機を誤ってつないだことによるものと思われまます。以上が事故の経過でございます。

次に、5の賠償額のほうでございます。まず、賠償額の根拠でございますが、民法第415条に規定されます債務不履行でございます。これは、

本件が相手方との契約により定められている品質の生乳を納めることができなかったことによりまして、相手方に損害を与えた事案であるため、同条の適用となったものでございます。

6の賠償額であります。本件事故により相手方がこうむった損害の全額90万354円でございます。内訳は、全量廃棄となりました他農家7戸分の生乳6,161キログラムに、1キログラム当たりの単価121円90銭を乗じました751,026円、それに三股牧場から出荷しました生乳855キログラムに、その集乳のための経費1キログラム当たりの単価1円70銭を乗じました1,454円、以上の生乳全量から端数16キログラムを省いた分にかかる廃棄処理料10万5,000円、それに以上の合算額にかかります消費税4万2,874円、以上が内訳でございます。

7の賠償額の知事専決についてでございますが、去る10月30日に専決が行われておりまして、その後11月20日付で相手方への支払いも完了しているところでございます。

なお、現在では病気罹患中の乳牛から搾乳しました生乳は全量を廃棄し、再び同様の事故が発生することのない体制としているところであります。職員による人為的な原因により県が損失をこうむる結果となりましたことにつきまして、改めておわび申し上げます。財務福利課につきましては以上でございます。

**○児玉学校政策課長** 資料の14ページをお開きください。本県の県立高校生の就職状況について、御説明申し上げます。

まず、1の就職状況についてであります。(1)の就職希望者数の表をごらんください。卒業予定数7,876名のうち、就職希望者は2,308名、就職希望率は29.3%で、表の右端にあります増減で見ますと、昨年度同期より3.1ポイント減少し



ております。(2)の10月末内定状況をごらんください。県内は613名、県外は694名、総計1,307名が内定しております。表の下の段の就職内定率をごらんください。県内は49.4%、県外は65.0%、全体は56.6%であり、表右側の昨年度と比較いたしますと、10.2ポイント減少しております。なお、県立・私立を合わせた10月末内定状況につきましては、表の下の参考1にお示ししております。また、参考2には8月から10月の本県の求人倍率の推移をお示ししております。

続きまして、右側の2の求人要請訪問等について御説明いたします。年度当初よりことしの雇用情勢は厳しいと言われておりましたので、県教育委員会といたしましては、一人でも多くの就職希望者が就職決定しますよう求人の要請を行ってまいりました。(1)の主要経済団体等への新規学卒者等のための求人要請は、主要4団体に対しまして行ったものであります。(3)の教育庁幹部職員による求人要請企業訪問を行い、さらに、9月16日の就職試験開始日の直前には、(4)のとおり、主要経済団体等への新規学卒者等のための求人を再度要請しております。11月には(5)の教育庁幹部職員による関係団体への求人要請を行っております。要請の趣旨は、年末から年明けに動く一般求人を高校生にも拡大していただくようお願いするものであります。

最後に、3の新たな支援について御説明いたします。まず、(1)の進路対策専門委員の増員は、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用し、就職希望の多い高等学校に対して、新規求人開拓や進路指導等を行う進路対策専門員18名を新たに配置したものであります。次に、(2)の県が設置する県立農業大学校を初め他2校に対して、定員を満たすまで募集を継続していただく

など支援をお願いしております。(3)は、専修学校各種学校連合会に対し、初年度納入金の延納・分納制度等を要請したものであります。連合会からは先日回答をいただき、学校によって支援の内容に差異はありますが、本年度に限り、入学金免除や減免、貸し付け等の支援策を御提示いただいたところであります。最後に、(4)の宮崎労働局、雇用・能力開発機構への就職支援要請であります。これは、国の緊急人材育成支援事業による職業訓練に関し、新規高卒予定者への訓練受講の勧奨や訓練実施機関への指導、訓練終了後の就職支援について協力要請を行ったものであります。

このように、県教育委員会といたしまして、すべての生徒が卒業後の第一歩をしっかりと踏み出せるよう、現在、さまざまな方面からの支援策を講じているところであります。以上であります。

**○阿南教職員課長** 同じくただいまの委員会資料の17ページをごらんいただきたいと思います。

平成22年度宮崎県公立学校教員の採用選考状況につきまして、御報告いたします。

平成22年度の教員採用選考試験につきましては、第一次選考試験を7月の18日、19日に、第二次選考試験を9月2日から6日にかけて実施いたしましたところであります。1にありますように、合格者の発表、内定通知につきましては、11月13日に行ったところであります。

2の選考結果につきまして、御説明いたします。(1)にありますように、全体では1,571名の受験者に対しまして、合格者は159名であります。倍率は9.9倍となっております。昨年は、受験者1,549名、合格者182名、倍率8.5倍でございました。次に、(2)の校種別の選考結果であります。小学校につきましては453名の受験者に

対し、合格者が45名、倍率10.1倍となっております。養護教諭につきましては、116名の受験者に対しまして、合格者が10名、倍率は11.6倍であります。中学校につきましては、教科により倍率が異なりますが、全体で440名の受験者に対しまして、合格者が41名、倍率は10.7倍であります。教科別の倍率は5.5倍から35倍というふうになっております。高等学校につきましても、教科・科目により倍率に差がありますが、全体で418名の受験者に対して、合格者38名であり、倍率は11.0倍であります。教科・科目別の最高倍率は世界史29倍というふうになっております。最後に、特別支援学校についてであります。全体で144名の受験者に対しまして、合格者25名、倍率は5.8倍であります。

この159名の採用内定者は12月末のオリエンテーションを経まして、平成22年4月1日付でそれぞれの学校に配属されることとなります。説明は以上でございます。

**○川崎スポーツ振興課長** 常任委員会資料の18ページをお開きください。平成21年度児童生徒の体力・運動能力調査結果について御説明いたします。

この調査は、本県における児童生徒の体力・運動能力の実態を把握いたしまして、体力・運動能力の向上を図ることを目的に、公立の小・中・高等学校の全児童生徒を対象に、平成16年度から実施しているものでございます。今年度は4月から7月にかけて行ったところであります。

初めに、1の調査結果の概要ですが、全国との比較と本県の前年度との比較についてまとめておりますので、次のページの図表1をごらんください。まず、左側の全国との比較であります。本年度の本県の結果と昨年度の全国平均値

を比較したもので、縦に男女別の学年を、横に調査項目を示しております。前年度の全国の平均値を上回っている項目を一重丸で示し、反対に下回っている項目を黒い三角で示しております。小学校が持久走を除く8項目、中学校、高等学校では持久走とシャトルランが選択になりますので9項目となり、調査項目は全学年で204項目であります。項目別ではボール投げや反復横跳びなどが高い傾向にあります。

下の表をごらんください。校種別・男女別に上回っている項目数とその割合を示しております。校種別では高等学校が高く、男女別では男子が高く、女子が低くなっております。特に、高等学校男子が96.3%と顕著な結果が出ています。一番下の総計の欄に示しておりますように、平成21年度は204項目中、全国平均値を上回った項目が122項目（59.8%）でありました。

次に、右側の前年度との比較をごらんください。本県の前年度平均値との比較でございます。項目別ではボール投げやシャトルランなどが昨年を上回る結果となっております。下の表を見ていただきますと、学校種別では高等学校における伸びが大きく、70.4%の項目で上回っております。

一番下の総計の欄に示しておりますように、平成21年度は、103項目（50.5%）が平成20年度の平均値を上回っております。過去の結果を見ますと、平成18年度から本県児童生徒の体力は向上の兆しを見せております。また、黒三角につきましても、昨年度の全国平均値や、前年度の本県平均値とわずかな差で下回っているものが多いことから、全体として、本県児童生徒の体力は良好な状態であり、これらの結果につきましては、これまで取り組んでまいりました「子ども体力アップ事業」の成果があらわれている

ものと考えております。

前のページに戻っていただきたいと思います。中ほどにあります、今後の取り組みにつきましては、昨年度から「子ども体力アップ事業」としまして、(1)小・中・高等学校への体力向上対策、(2)体力づくり講習会、(3)小・中・高等学校への支援など、具体的施策に取り組んでいるところでございます。これらの事業成果を検証しながら、明日の宮崎を担う子供たちの体力づくりを推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

**○川井田全国スポーツ・レクリエーション祭推進室長** 10月17日から20日までの4日間開催されました第22回の全国スポーツ・レクリエーション祭におきましては、すばらしい天候に恵まれて、延べ12万6,000人の参加があり、盛会のうちに終了することができました。

祭典終了後は、県外の参加者から県や会場地に「楽しかった」「おもてなしに感激した」などのお礼の手紙やメールをいただき、宮崎を満喫されたものと喜んでおるところです。

資料の20ページをごらんいただきたいと思っております。経済波及効果及びアンケート結果がまとまりましたので、報告をさせていただきます。

まず、1の経済波及効果をごらんください。この経済波及効果につきましては、(1)の県統計調査課作成の産業連関分析表により算出したもので、(2)の結果に示してありますように、Aの需要増加による経済波及効果7億6,515万円、Bの観光消費による経済波及効果14億6,202万円、これを合わせました約22億3,000万円が経済波及効果でございます。大変大きな効果があったと考えているところです。

次に、2の宿泊者アンケートをごらんください。アンケート結果につきましては、(1)の調

査対象者から(4)のサンプル数に示してありますように、10月16日から23日までの8日間、101カ所の宿泊施設において、宿泊された参加選手・役員の方を対象として実施し、回答いただきました1,421名の結果を取りまとめたものです。

その幾つかについて、簡単に説明させていただきます。21ページになりますけれども、④の県内の移動手段をごらんください。県実行委員会で手配しました計画バスやシャトルバス以外に、タクシー、レンタカー、JR、路線バスの利用が全体の約3割強を占めております。

⑤の滞在期間では、祭典期間の4日を上回る5日以上滞在が全体の4分の1を占めているところです。このようなことから、観光に出かけた参加者がかなり多かったという推測をいたしております。

それと、⑥の滞在期間中に食事した郷土料理、食材では、全国的に注目を浴びております地鶏の炭火焼き、チキン南蛮、宮崎牛等が上位にランクされております。

⑦の観光した場所、施設でも、本県の有名な観光地であります青島、鶴戸神宮、県庁が上位にランクされております。この結果は、50代から60代の参加者が多かったことによるものと推測をしておるところです。

今回の祭典では、生涯スポーツの振興はもとより、先ほど申しあげましたように、大きな経済効果があったことや、全国への本県の魅力の発信、さらには地域の活性化に貢献できる祭典になったと考えております。これも県議会を初めとしまして会場、関係団体など、多くの方々の御支援、御協力によるものでございます。この場をかりてお礼と感謝を申し上げまして、報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○横田委員長 以上で執行部の説明が終わりましたが、委員からの質疑は、午後1時からお受けしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、午後1時まで休憩をいたします。

午後12時2分休憩

---

午後1時0分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、先ほど執行部から説明がありました件に関しましての委員の皆さん方の質疑をお願いします。

○中野廣明委員 18ページに、児童・生徒の体力調査結果、いろいろ全国的にデータを見ると、身長が低いとか、こういうのはどうしようもないと思うのですが、この体力向上については、500万ぐらい、たしか2年ぐらいとって、体力向上調査のための事業をしていますよね……体力テストとか。

○川崎スポーツ振興課長 しばらくお待ちください。

○中野廣明委員 我々の時代は、体力向上というのは、学校で朝、授業の前にいろいろ腕立て伏せとかいろいろ、この体力向上の種目を見ても、握力なんていうのは、我々の子供のころは、こんなことをしょっちゅうしたりして、こんなのをしたりとか……。上体起こしというのは腹筋の話かな、それから長座体前屈、それから50メートル走とか走るのは生まれつきの話だろうと思うけれども、ボール投げとか、こういうのは結局そのときに体力向上のための調査事業を500万でやって、そして結果はいいとしても、今後の取り組みということで体力向上対策会議とか、それから表彰とかモデル校とか、子ども

体力向上指導者養成とか、体力向上対策とか、我々の時代は学校で運動場を走ったりとか、いろいろみんな子供のころは野山で遊んだりしていたからあれだけど、今大体いろいろパソコンとか室内競技が多いわけで、もう今ごろこんな話じゃないんじゃないか。結局家庭でもって毎日毎日、例えば横跳びの練習なんていうのは、学校の授業が始まる前とか、そういう一つの指導方針ができていてしかるべきだと思うのですよね。こんなことを今ごろやって、学校でできることはもう既にやっとかんといかんわけで、あとは家庭内で毎日、今自分のことだけど、ゴルフするあれもないから、毎日自分で、きのうは、これをやり過ぎて痛過ぎたり、年を考えず、この間これをこうやりよったら、一遍にやり過ぎて熱くなって水がたまったりとか……。だから、そういうプランというのは学校と家庭でこういうことを毎日やる、やらんは別として、もうそういう指導内容ができてないとおかしいんじゃないかな。この間、そのとき全国学力調査を3,000万かけてやったときに、そのときに500万……。せっかく予算を取って、僕、何でこんな予算を取ってまで体力向上をせんといかんのかなと思っていたんですけどね。今ごろこんな話じゃなくて、それは何をしたのか、実質そこ辺がわかれば、方針ぐらい毎日学校で、家庭でこういうことをしましょうというプランづくりができておってしかるべき話だと私は思うのだけ。

○川崎スポーツ振興課長 先ほどお尋ねいただきました体力向上の調査費につきましては、315万計上させていただいております。それに基づいて、この調査結果をいただいているところです。それと、今御指摘いただきました子ども体力向上対策の各事業につきましては、体力につ

きましては、御指摘のとおり、人間活動の源でありまして、健康の保持や意欲、気力といった精神面の充実に大きくかかわっていると。また、生きる力の重要な要素であるにとらえておりますし、そのことが学力向上、子供たちの元気な教育にかかわる基本的な部分というふうにとらえております。また、体力につきましては、基礎づくりは零歳児からスタートしていると言われるように、幼児期から小学校、また、学校だけで体力向上をつくると、体力向上に取り組むということではございませんし、ただ、子供たちの体力が低下している原因につきましては、社会環境や生活様式の変化が大きく影響しております。全国的な傾向ですが、外遊びの時間や遊びの場所の減少、それから、環境の変化、また、偏った食事や睡眠不足などの生活習慣の乱れなどが原因であるというふうに分けております。本課が持っております食育、それから体力、競技力、そういったことは本課の、また教育委員会の一貫した施策の中でやれるというふうに思っておりますし、そういったものを活用した中での小・中・高等学校の体力向上対策、また、その支援、また未就学児への体力向上の支援等、できる範囲、可能な限り取り組ませていただいているところでございます。

**○中野廣明委員** だから、私が言っているのは、そんな難しい話じゃないんですよ。既にやっばり小学校1年生と6年生にした場合に、同じ縄跳びをするにしても、1年生も6年生も1日100回をめぐりに頑張りなさいと、そんな話じゃないので、やっぱりそういう学科があるけれども、そういう専門家に言って、大体小学校1年生はこんな運動を毎日、家庭も学校も含めてやりなさいとか、そういうマニュアルぐらいできてないとおかしいんじゃないかと私は言っているわ

けです。

**○川崎スポーツ振興課長** 御指摘のとおりでございますが、体力向上のこういった調査結果を受けまして、本県におきましては、平成16年度より小・中・高等学校、各学校におきまして体力向上プラン——独自の学校の特性、また子供たちの実態に応じたプランをつくって今取り組んでいただいているところでございます。先ほど報告いたしましたように、その体力向上プランの取り組みの結果によりまして、平成18年度より、本県の子供たちは上昇傾向に向いて来ているという状況でございます。

**○中野廣明委員** それだったら、この今後の取り組みというところを、もうちょっとそういう、そこら辺を含めての取り組みをやればいいわけで、今から養成者指導とか協議会をつくるとか、そんな話じゃないと私は思うのですが、私の意見はそれだけです。

**○横田委員長** ほかにございませんか。

**○中野一則委員** まず、教育事務所の再編について、2～3お尋ねいたしたいと思います。

南那珂の日南・串間から、南部じゃなくて中部のほうにという要望があったようですが、この中部にした場合の学校数なり教職員の数、学校数が22、教職員数が637ふえるだけですから、これで中部に偏ったというか、極めて大きな事務所になるとは考えられないんですよ。ですから、地理的な状況やら時間的な状況やら含めて、日南・串間が要望することは、今後、かえって合理性があるんじゃないかなど。私も、前の委員会で、いっそのこと宮崎県一つでいいんじゃないかという考え方をして、1カ所に大きなものができても差し支えないなと思うのですが、ぜひそうしてほしいし、できたら西諸も中部のほうに移行してほしいなど、こう思うの

ですけど、いかがでしょうか。

**○金丸総務課長** 日南・串間につきましては、この資料の11ページにあります。先ほど御説明したとおり、やはり学校数等で見た場合に、偏りと申しますか、少しアンバランス感が大きくなるということがあります。具体の業務を考えてみました場合に、宮崎教育事務所が現在学校数が82でございます。この82という数字が学校数170になると。すなわち2倍以上になるという状況があります。具体の仕事で見たときに、特に人事関係の業務でございますが、教育事務所長は各小中学校の校長先生と人事異動に関していろんなヒヤリングをする、そういった作業があります。これはやはり教育事務所を代表する人事権と申しますか、代表する方が全部の学校とやりとりをするというようなことを今やっておりますので、そういうことからすると、所長の業務量が非常に大きくなる、そういったことがございます。したがって、そのような今は所長の例だけ申し上げましたけれども、所長、総務課長、そういった人たちの業務量増がどのような形にすれば克服できるのかといったようなことを現在検討しているところでございます。今議員もおっしゃいましたように、日南市・串間市からの要望については、それなりの合理性があるというふうに思っていますので、真剣に検討しているところでございます。

**○中野一則委員** 宮崎市の82の学校数ですけども、中核都市でかなり指導主事とか充実もあるし、将来的なことも含めたら、かえって南那珂を、あるいは西諸を中部に加えたほうが将来的には非常にいいんじゃないかなと。また、全国には一本化というところもあるわけですから、その所長なり課長の役割というか、仕事の量が偏ってということにはならんだろうと、こ

う思っているんですね。さっき読みましたが、南那珂を中部にした場合の学校数も、ただ3つのアンバランスはありますけれども、当初計画からすると、南部の148からすると22ふえるだけですし、教職員の数も637人当初の中部からするとふえるだけなんですよ。だから、合理性はあるなとこう思っているんですが、一考していただきたいと要望をしておきます。

それから、新しい制度で指導主事、これはすべての科目に配置するというので、非常にいい考え方だと思います。それで、新しい体制になった場合は、せつかく全科目に指導主事ができるわけですから、遠隔地のところ、近くのところ、そこに指導の隔たりがないように。

よく組織を統廃合すると、長い時間、将来的に近くのところはより一生懸命するが、ついつい離れたところは足が遠のくと。逆に遠いところからの要望も少なくなって、せつかく全科目に配置したのに、遠隔地をおろそかにしたと、こういうことがないようにしていただきたい。そのいい例が、農業改良普及所。合併して、今の活動状況を見たら、普及所がある近くは一生懸命活動されているんですよ。遠いところは余り普及指導員が行かなくなる。逆に遠いところからは、遠いもんだから余り声をかけにくくなると。そういうことで非常にバランスがとれていないということが現実にあります。まさか教育にはそういうことがないとは思いますが、懸念されることですので、そういうことがないようにぜひお願いしておきたいと思います。いかがでしょうか。

**○金丸総務課長** 今、中野議員おっしゃったことは、まさしくそのとおりだと思っております。私どもも、10月、11月、県内各地を回らせていただきました。特に教育事務所再編に伴いまし

て、教育事務所までの距離が遠くなる地域の方々から、まさに今、中野議員おっしゃったような不安——強く表明がございました。今回の私どもの再編の目的は、あくまでも専門性の向上ということで、今までの市町村教育委員会に対する指導助言の質・量を落とさない、維持向上させるということが目的でございます。遠くなる地域の方々には、特に配慮しまして、隔たりのない教育水準を復興できるように努力してまいりたいと思います。

それと、今、中野議員からの御質問の中で、すべての教科にということがございましたが、中学校の教科もたくさんございます。すべてというわけではありませんけれども、主な教科については、全部対応する形をとらせていただきたいというふうに考えています。

**○中野一則委員** あっちこっち我々の委員会やら、あるいは各市町村教育委員会を回られて、いろいろ要望を聞かれて、的確な回答がされておるわけですが、結果的には今月中に教育委員会を開催されて、この案を協議されるわけですよ。協議が拙速な決定をされないように、そしてまた、教育委員会の皆さん方が最初の案でみんな異論はなかったという話を聞きましたが、調べたら、いろいろしたら、これだけのいろんな意見やらが出てきたわけですから、教育委員会の皆さん方ももっと真剣に今度の委員会では発言をして、論議をしてほしいなど。今までも教育委員会の形骸化というか、そういうことがいろんなところで論議されているわけですから、宮崎県教育委員会ここにありと、存在価値を含めて委員の皆さん方が大いに活発に論議される、その結果として結論を出していただくように、それは要望しておきたいと思います。

スポレクの波及効果の結果が22億3,000万だと

いうことで、大変いい数字が出ました。また、大きな効果という説明をされましたが、その大きな効果という大きさがこれだけではわかりません。ですから、過去の似たような大会と比較して、この22億3,000万がいかなる数字であるかを御説明願いたいと思います。

**○川井田スポレク推進室長** 先催県の経済波及効果を申し上げますと、鳥取県が約16億円程度という出し方をしております。それと、本県で平成13年にありました日本スポーツマスターズが16億8,000万ということで出しております。青森につきましては、出しておりません。滋賀についても正確な数字が出ておりませんので、わかっているのは、スポレクでは鳥取の16億円程度ということがわかっているところです。

**○中野一則委員** このスポーツマスターズのときの参加者は何人だったんですか。

**○川井田スポレク推進室長** 7,800人でございます。

**○丸山委員** まず、教育事務所の再編についてなんですが、やはり今回、ここまでのいろいろ議論になったのは、平成19年6月につくられた行革大綱に基づいてアンケートされたんですけども、また、各学校とか各教育委員会にもすべてアンケートされているということなんです。その後の20年の動きがほとんど公表されてなかったと。内部でいろいろ議論されていたけれども、市町村が全然そういう再編があるというのを知らない間に進んでいたというのが大きな問題だったというふうに思っているんです。今後、3になったのを、またさらに行革せんないかんといったときに、3をゼロにするとか、1にするとかいう議論がひょっとしたら何年か後に出るかもしれないというふうに思っているんですが、今回のことを踏まえて、今後、こういっ

た再編とかいろいろするときには——ちょっと話が違ふかもしれませんけれども、学校の生徒が少なくなつて、高校の再編もやらなくちゃいけないという議論も始まるということは、早目に言っていたいでいるんですが——どんどん情報公開を私、やるべきだというふうに思っているんです。今回の再編をしたときのことを考えて、今後の議論のあり方をどう進めていくか。反省といいますか、本来はもうちょっと早くオープンに、20年度にもひょっとしたら7を5にしますよ、3にしますよ、ゼロにしますよ、その中の選択肢として、結局3になりますよというような選択肢があるべきじゃなかったのかなと思つているんですが、その辺の考えを教育長にちょっとお伺いしたいと思うのですが。

**○渡辺教育長** ただいま丸山委員の方からおっしゃった点のごもつともな御指摘かと思つています。我々のほうとしても、手順を踏んで、この再編関係について検討を進めてきたわけでありましてけれども、ただおっしゃるように、外に出すといひましようか、それについてはやっぱり反省すべき点があつたのかなということはお自身思つております。今後は、将来のことはわかりませんが、今、3に統合した後に将来的には2にするのか、あるいは1にするのかという議論も当然起こってくると思つていますので、その辺については、今回のことを十分教訓にして、生かしていきたいと思つております。

それから、高等学校再編関係について本会議で答弁させていただきましたけれども、これは生徒数の減少ということで避けて通れない大きな課題というふうに認識しておりますので、これにつきましては、従来から、特に直接児童生徒の進路選択等に影響するものでありますので、従来も慎重が上にも慎重を重ねてこれは進めて

きているところでありますし、今後の高等学校再編整備計画についても、さらに十分地域、保護者等の声に耳を傾けてしっかりやっていきたいとこのように思つております。以上です。

**○丸山委員** ぜひよろしくお願ひします。

それと、ちょっと細かくなつて申しわけないんですが、教育事務所の教育指導主事のほうは大體何となく必要性があるというふうには専門性があつてわかるのですが、事務的な職員がなかなかわかりづらいというのがありまして、事務的な業務としては、確かに市町村の任命付きの職員でありながら、お金を出すのは県というふうなシステムがあつて、まだ私の聞いた範囲では、電算処理ができてなくて、手計算をしなくちゃいけないというのがあるから、なかなか人件費が、総務課の仕事つて多いんですよという話を聞くんですが、その辺のことももう少し説明をしていただきたいと思つています。私の聞いている範囲では、入力するのには、宮崎市に本課だと思つているのですが、本課中心に全部集めて、入力パンチをどこかに委託されているというふうに聞いているものですから、それが本当なのか。そういうことであれば、もうちょっと事務的なことをスリム化できることを協議したのかなというのを、そこまで含めてお伺いしたいと思つています。

**○金丸総務課長** まず市町村の職員なんですけれども、小中学校の教員ですね。これについてなぜ県がやっているのかということが1点目にあつたと思つていますが、これは県費負担教職員の給与・旅費につきましては、県が負担をするということになっておりますので、県のほうで事務処理をするということになります。したがひまして、県の職員である教育事務所において、その事務処理をするということでございます。



それと電算処理の関係がございました。御承知のとおり、知事部局におきましては、総務事務の一元化ということで、本庁、出先ともに総務事務の一元化、電算処理がなされているところなんですけど、これは少し細かい話になりますけど、いわゆる県庁LANというシステムがございまして、これを活用したシステムになっています。すなわち、全職員にパソコンが行き届いておりまして、職員がそれぞれ自分の旅行、あるいは自分の給与関係については入力をするというようなことで一元化されているという状況がございまして、一方でこの市町村の学校の職員につきましては、パソコンが行き渡っていないということが一つあります。それと、今申し上げました県庁LANという仕組みが小中学校まではまだという行き渡っていないという状況があります。すなわち、途中のケーブルというか、接続をする仕組み、それと端末、その両方がないという状況にございまして、委員、おっしゃったように、現在は手計算、いわゆる紙ベースでの処理をせざるを得ないという状況でございます。

**○丸山委員** だから、それを今の流れとしては、一元化を県の知事部局サイドはできているというのをもうちょっと具体的に突っ込んですれば、何らかのもう少し削減、行政コストの削減ができるんじゃないかなという協議がされたのかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

**○金丸総務課長** 総務事務の一元化がなされたのは、ほんの数年前の話ですが、このときは、知事部局と教育委員会において、その学校職員についても、その一元化の中に取り入れられないかという議論をなされております。しかし、先ほど申し上げたような理由で、学校現場については無理であるという結論がなされてい

るようでございます。

**○丸山委員** 全員にパソコンが行かなくても、ある程度のパソコンは多分学校には行っていると思います。最低でも市町村にはハイウェイ21で全部つながっていますので、そういったのも使えるんじゃないかというイメージがあるものですから……。今後、出先機関で西諸レベルと事務センターができて、すぐ横が西諸教育事務所なんです。だから、その辺お互いリンクして仕事をすれば、少しでも人件費というか、総務関係、旅費関係は少しでも縮減できるんじゃないかなというイメージがあったものですから。今後はそこ辺まで踏み込んで、できる限り行革という中で……。事務方がどうなっているのかというのがわからない。特に、教育委員会の場合には本課に教育の事務方がいて、教育事務所に事務方がいて、また市町村教育委員会の事務方がいて、また学校に事務方がいるという4つの事務方がいるような気がしているものですから、これをどうにかスリム化していかないと、本当に必要な教育指導主事等の配置が難しいんじゃないかなと思っているものですから、それも今後いろいろ議論をしていただいて、できる範囲内で少しずつでもいいでしょうから、恐らくパソコンとかそういった投資しなくちゃいけない部分があるかもしれません。けれども、それも含めて議論を今後していきたいなと思っておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

**○金丸総務課長** 委員おっしゃるとおりだと思います。行政改革というのは、ふだんに取り組むべき、継続的に取り組むべき行政課題であると認識しております。今後も行政改革を進めてまいりたいというふうに考えております。

**○丸山委員** 教育事務所についてはその辺にし

ますが、次に、高校生の就職状況についてということでお伺いします。本会議でもあった中に、各学科によってばらつきがあって、特に農業科とかが厳しいというようなことがあったんですが、この原因は、これまで農業科等にも工業系のところから求職が来たけど来なくなったということだったんですが、本来は農業科に行くと、農業化学とかそういうのは別かもしれませんが、農業に行くのであれば、農業という職業を目指して、本来はそういう専門の高校を選んだというふうになってくると、進路指導も、何のために農業科のほうに行ったのかなというのが若干疑問にあるものですから、本来は農業科では農業を専門にするところに、今どちらかという我々が今こういう時代だから、農業をもう一回見つめ直す時期じゃないかと。農業の仕事があるんじゃないかというようなイメージもあったのに、農業科が非常に悪かったというのを——宮崎県は基幹産業は農業というような気風がある中に——農業科というのを今後どういうふうに考えているのかお伺いしたいと思っております。

**○児玉学校政策課長** お答えします。今議員の御指摘にありましたように、宮崎県、農業県ということで、農業の後継者、農業に携わる人の育成というのは非常に大事なことだと思っております。子供たちの高校入学時点での農業科の希望というのを見てみますと、実は中学校の3年生の第1回目の進路希望は、6月であるとか7月、この時点においては非常に農業科の志望者というのは少ないという状況が現実としてございます。最終的には定員を充足するところあたりまで参りますけれども、最初の段階での希望者が非常に少ないということから、まだ子供たちに農業の魅力を十分伝えることができてい

ないのではないかなと思っております。私どもも、農業のほうに希望を持って子供たちが進むような、そんな取り組みをしていかななくてはいけないと思うところであります。また、農業関係の内定率が非常に低いということにつきましては、ことし非常に求人が落ち込んでいるのが卸売・小売業であるとか、あるいは宿泊、飲食、サービス——こういったところにも農業高校からたくさん希望が毎年出るんですが、しかし、残念ながらそちらのほうからの求人が少ないというようなこともありまして、就職の内定が非常に低くなっているというところであります。以上であります。

**○丸山委員** ぜひいろんな努力をしていただきたいと思う中に、3番目に、新たな支援策ということで、9月の補正でも18名の進路対策専門員という方をふやしていただいているんですが、具体的にはどういう方がこの進路対策専門員に——どういう資格といたしますか、年齢を含めてですね、なっているのか。その効果が、10月からですから、まだ1カ月ぐらいしかたっていないから、あんまり上がっていないのかどうなのか、その辺も含めてちょっとお伺いしたいと思っております。

**○児玉学校政策課長** 進路対策専門員の方につきましては、企業のOB、特に企業の中で人事関係、そういったことをやっておられた方からぜひ欲しいというような形で募集をしておりますけれども、なかなかそのような方たちがたくさんいらっしゃるわけじゃありませんで、その他いろんな経験者等18名、それまでは5名でしたけれども、それにさらに18名、課員にして23名という体制でこの10月から取り組むようにしております。去年まで5名体制ということでしたけれども、延べ件数にいたしましてかなりの

企業訪問であるとか、あるいは生徒・保護者との面談であるとか、卒業して企業に既に就職している子供たちに対しても相談に乗るとか、こういった活動を鋭意やっただいております。この方たち、今回新たに18名配置しましたけれども、その成果については、まだ10月の末に大体配置したという状況ですので、これからこの方々が鋭意動き回ってくださるものだと思っております。既に新しい方々も交えて会を開きまして、その活動についてよろしく願いしたところでもあります。以上であります。

**○丸山委員** 緊急雇用創出事業の事業の観点からいってなかなか難しいのかもしれませんが、企業に直接、それを商工サイドがやっていると言ってしまうかもしれませんが、企業が何らかの補助金があれば、新卒の高校生を雇ってもいいよというようなことが、この18名をふやすよりも即効性があるような気がするものですから、相談会に行かれても、企業としては、今就職を受け入れても、いつ仕事がふえるかわからなければ、結局新しい人をとろうという感覚がないんじゃないかなと思っております。5名を23名にふやして、本当に結果が出るのかなと。だから、ぜひ本来は雇用創出事業は2年が恐らく半年とか1年は雇用して、後は時限ですよということで、どうしても年齢の60過ぎ、定年退職された方が、結局されるのではなくて、本来は新卒者に私はどんどん仕事の間を与えてほしいなという気がするんですけども、本当に5名から23名になって結果が出るというふうに、来年の3月31日の日には去年と同等程度の就職率になったというような自負があるかどうかをお伺いしたいと思います。

**○渡辺教育長** 進路対策専門員も実は緊急雇用対策で雇用しておりますので、この方々も実は

職がなかった方々なんです。そういう意味では、私は、職がない人の苦勞というか、気持ちというのはよくわかっていると思いますので、現実に利用させていただいて、そういったところを訴えていただくということで大変私は大きなメリットがあると思っております。

それから、あと、従来から配置しております進路対策専門員5名おります。合わせて23名になりますけれども、この方々が企業訪問されていくときに、学校の先生が行ってもそうなんですけれども、企業によっては門前払いということがよくあるわけです。それで、それはいけないということで、実はこの資料の15ページの上から3番目に、「教育庁幹部職員による求人要請企業訪問」というのがありますけれども、これは私と次長3名、学校政策課長、4名で手分けいたしまして、県内の企業を約40社回りました。我々が行くことによって、行けば必ず役員室に通してくれたり、あるいは入り口のところの応接間に通してくれたり、必ず上げてくれるんです。そうすると、我々が1回そこに行っておけば、次にこういった進路対策専門員の方々が行かれても相談に乗ってもらえると。そういう意味での我々が前さばきをやったことの意味も大きいのかなと思います。そういったことで、いろんな形で我々も応援していかなくちゃいけないと思っております。それで、あとこれ以外にも宮崎県の工業会ですとか、あるいは中小企業家同友会ですとか、これまで行ってなかった団体にも直接私出向きましてお願いいたしまして、学校現場をなるべくサポートできるように、一生懸命頑張ってきたつもりでありますし、これからも頑張っていきたいと、このように思っております。以上です。

**○丸山委員** ぜひ来年の3月に春を迎えられる

ように、全力を挙げて頑張っていたきたいというふうに思っております。

スポレクについてちょっとお伺いします。これも実は聞いた気がするのですが、具体的に動きがあるかどうかをお伺いしたいのですが、本当にいろいろ成果を上げていただいて、本当に頑張ったのかなと思っているんですが、来年度に向けて、その地域地域でいろいろスポーツを、高原町であればグラウンドゴルフ大会があったんですが、来年も同じような全国大会をやるとか県内大会をやろうというのは、はっきりまだ聞こえてきません。この位置づけ的には、目的は、大会をやるだけじゃなくて、今後とも生涯スポーツを全県下に広めて、それが続いていくようにということになると思うんですが、来年度の概算要求とかある程度方向性が決まっているのじゃないかなと思っているのですが、来年に向けてスポレク大会を受けて、県の事業として何かやっていこうと。例えば、ベテランズの後ねりんピック、そういうのにずっと県独自でやった事業も続けてやっているんですが、その後、来年度以降どうされるのかをちょっとお伺いしたいと思っております。

**○川井田スポレク推進室長** 今、委員が言われましたように、私どものほうも、大会を今回の祭典だけで終わらせるのではなくて、やはり地域の活性化にスポーツが非常に有力であるとか、あるいは地域のコミュニティーづくりにも役に立つというようなことで続けていきたいというふうに思っております。中央種目団体のほうにも、大会をまた来年もやっていただけませんかというような話をして、全国大会を開催する種目もあるというふうに聞いております。それ以外につきましては、会場市町と連携を強化して話を進めておりますが、具体的には今いろいろ

事業を県としても考えているというふうに聞いております。

**○丸山委員** ぜひスポーツを通して健康増進なり地域の輪ができていく非常に大きな役目があるというふうに思っております。そういうのを教育委員会のみならず知事部局等々と連携しながら協議を進めていただくようお願いしたいと思っております。

**○中野一則委員** 学校教員採用選考状況のことでちょっとお尋ねしたいと思っておりますが、高等学校の機関、これが合格者ゼロ、それから特別支援学校資格、これも同じく合格者ゼロということですが、受験者数があったということは、採用予定者があったということでしょうから、採用予定者は何人であったのかということと、このような質問しなければならなかったということは、この表に採用予定者数の欄がなかったということですから、次からは採用予定数欄もつくってほしいということ、それと倍率の関係で合格者がなかったのかどうか、それにしても、聴覚は1.0、それから高等学校の福祉が5、農業畜産が4倍ということで合格者もいるわけですから、なぜ視覚になかったのかなという疑問があります。それと、ゼロということで、授業あるいは教育の影響なり支障はないのかという、この3点をお尋ねいたします。

**○阿南教職員課長** 今のお尋ねでございますけれども、それぞれゼロになっているところは、一定の基準を設けておまして、その基準に達していない者については合格者を出さないと。次年度にまた募集をかけるということで考えております。そういう関係で、応募者がいてもゼロというのが出てまいります。それは教員の資質のレベルをある程度担保しないといけないということから、そういうふうな措置をとってお

ります。今回ゼロにしても、支障が全くないか  
というと、そういうことはないわけで、募集し  
たわけでございますので、あるんですけども、  
できる限り支障がないように、臨時的任用講師  
等で対応していこうというふうに考えておりま  
す。来年については、それぞれ能力のある方に  
受験をしていただくように努めたいというふう  
に考えます。

○中野一則委員 予定者数は。

○阿南教職員課長 視覚が1名。

○中野一則委員 来年は。

○阿南教職員課長 来年の表については、採用  
予定者数も入れたものでお配りしようと考えま  
す。

○中野一則委員 機関のほうは何名ですか。

○阿南教職員課長 機関が1名です。

○中野一則委員 機関といたら。

○阿南教職員課長 機関は、\*水産高校の実習船  
の職員でございます。

○新見委員 都城農業高校の異物混入事故につ  
いてですが、今回の原因は、抗生物質を注入し  
た牛から搾乳した出荷したらいけない生乳を出  
荷してしまったということが原因なんですけれ  
ども、この出荷したらいけないケースというの  
は、ほかにも幾つかあるんでしょうか。

○井上財務福利課長 出荷したらいけないケー  
スというのは、あらかじめ想定してないわけで  
ございますけれども、異物混入というのは、最  
近においては聞いたことが余りないわけござ  
いいますが、これについては、実は1頭の牛の複  
数の乳房から搾乳して、そのうち一部の乳房に  
ついて病気がある場合であっても、他の乳房に  
ついては安全だということが、これは一般の酪  
農の世界で行われていることございまして、  
そのやり方に従っていたわけでございますが、

そういった環境の中で、事故があり得る形で作  
業を進めていたということで、この事故につな  
がったわけでございます。先ほど申しましたよ  
うに、今後については、もうそういう事故が発  
生しないように、罹患牛については、それから  
搾乳した生乳はすべて廃棄するというようにし  
てございますので、この事故は再び起こりませ  
んが、他の生産物について何かあり得るかとい  
うのは、ちょっと今申し上げかねますけれども、  
この例についても言えることですが、必ず検査  
という過程をビルトインしておりますので、最  
最終的にそういう異物が混入したものが市場に出  
回るおそれは今ないと考えております。以上で  
ございます。

○新見委員 今回は都城農業高校で発生したわ  
けですけども、県内のほかの農業高校で同じ  
ような形で乳牛を飼育して生乳を出荷している  
高校というのはあるんでしょうか。

○井上財務福利課長 あと高鍋農業高校と、そ  
れから高原高校でございます。

○新見委員 当然ほかの高校に対しても、今回  
の事故をしっかりと教訓として、気をつけてくだ  
さいというふうな指導はされていると思うので  
すが、こういった事故が起こると、県にも大き  
な損害を与えるし、事故を起こした職員にとっ  
ても非常に傷つくことになるし、そういったつ  
らい思いをしないように、しっかりこれからも  
ほかの高校に対しても、きちんとした指導を徹  
底していただきたいというふうに思います。

○井上財務福利課長 この事故が発生しました  
直後に、口頭でもって各関係校に指導を行って  
おりまして、後日、文書でもってすべてのこう  
いう生産物を産出する高等学校については指導  
を行っております。以上でございます。

※次ページ左段に訂正発言あり

○中野廣明委員 1問だけ。17ページ、先生の合格者数を書いていますよね、159名。来年の退職者数は何名ですか。

○阿南教職員課長 ちょっと調べますので、お時間をいただきたいと思います。

それから、先ほど機関の職員につきまして、実習船の乗組員と申しあげましたけれども、誤りでごさいます、水産高校で機関という科目を教える教員でごさいます。訂正させていただきます。

定年退職者でごさいますけれども、178名の予定でごさいます。

○松田副委員長 15ページ、進路対策専門員について伺います。大変県内の高校生の将来を担うとも言える23人の方々、任が大きいのですが、23人、それぞれの就職希望の多い高等学校に対してということですが、どの高校に、専門によって2校3校複数かけ持ちもあると思いますが、どの高校が対象なのか簡単に教えていただけますか。

○児玉学校政策課長 学校名を申し上げますと、ほとんどの学校になるわけなんですけれども、学校数にいたしまして18校になっております。

ただいまの追加した18名につきましてですけれども、これまで既に配置している学校が進路対策専門員は5校であります。

○松田副委員長 ちょっと今要を得なかったんですけれども、1校1人の形なのか、複数担当していらっしゃるのか、あるいはこの配置が、今7つある教育事務所ごとに均等に分かれているのか、どういう配分になっているのかというのを聞きたいんですよ。

○児玉学校政策課長 この進路対策専門員のほかに就職支援教員という方も7名いらっしゃいます、今現在、その7名と進路対策専門員5

名、それと18名の30名で、専門高校を中心として配置しております。中には1人で拠点校を1つ、もう1つほかの学校を持つという方もいらっしゃいますし、1校専属という方もいらっしゃいます。

○松田副委員長 対策専門員は、新規求人開拓と進路指導、2つの業務を兼任していらっしゃるんですよ。

○児玉学校政策課長 そうです。

○松田副委員長 ということは、それぞれの学校の生徒のニーズに合って、生徒の顔を見ながらそれに応じて求人開拓をしていらっしゃるというふうに理解してよろしいですか。

○児玉学校政策課長 そのように、それぞれの委員の方々は務めておられます。

○松田副委員長 このプロジェクト、あと3カ月以内、先ほど丸山委員がおっしゃったように、3月31日までにどれだけ生徒を県内の企業に就職させるその突破口をつくるかということで、本当にこの23人、それから熱心な教員の方を含めて30人が、一丸となって、火の玉になって当たるべき事業と思うのですが、どのような形で企業開拓を行っているか、その手法をお教えいただけますか。

○児玉学校政策課長 この合わせて30名の方々になりますけれども、まずそれぞれの学校のほうに参りまして、そちらのほうの進路指導担当者と話をして、それぞれの要望に応じて、進路指導の先生方と手分けしたり、あるいは一緒になったり、そういう形でそれぞれ今既にこれまでであったような企業でこし来てないところを回ったり、あるいはこれまでなかったところを新たに開発をしたり、そういったことに努めております。もちろん、保護者との面談もやったり、先ほど申しあげたけれども、卒業

した生徒で、仕事についた生徒についても相談があれば乗るといような形で、これらの方々には動いていただくつもりであります。

**○松田副委員長** 私も千葉県の高校生の就職支援ということで、平成16年の10月から3月まで企業開拓をし、また生徒たちの進路指導、就職指導をしたんですけれども、1日200件ぐらい電話をかけまくりまして、何回断られてもいいから、その中から面談のアポをとる。それから行って、こういう生徒がいるから是非とも求人を出してくれということで開拓をして、ねじ込んで行ってねじ込んで行って求人開拓の結果を出したという覚えがあるんですが、とにかくいろんな手法はあるでしょうけれども、この23名の方々に、あるいはある時期からインセンティブを与えてでも、一生懸命頑張ってください、生徒たちの進路を切り開いていただきたいと思いますが——インセンティブなんですけれども、この方々が今どういう活動をしていらっしゃるかわかりませんが、効果を上げるため、ポテンシャルを上げるために、そういった措置というのは考えられないものか、お伺いしたいと思います。

**○児玉学校政策課長** これも先ほど申し上げましたけれども、せんだって、対策委員の方たちに第2回目集まっていただきました。10月から採用の方は初めてだったわけなんですけれども、その場でこれまでやっておられた方々との情報交換もやっていただきましたし、学校政策課のほうの担当、私のほうからも皆さん方に本当に厳しい状況であると。我々は、1人の子供も進路が決まらない状態では卒業させたくないんですということを強く言いまして、その進路対策専門員とか就職支援教員の先生方からも、自分たちに課せられた課題というのは重く受けとめていただいていると思います。ノルマとして何軒

は必ず行ってくださいという言い方は、皆さんのように熱意に頼りたいという思いでありまして、今のところ課していないところであります。

**○渡辺教育長** 今のことに関連してですけれども、すべてこの進路対策専門員の方々が就職が決まるというふうには我々は考えていません。ただやっぱり熱心に動いていただく最前線でこれらの方々を存分に力を発揮していると思っておりますけれども、企業によっては、同じ方が2回も3回も来られると迷惑だというところがやっぱりあるわけですね。だから、その場合にはパートナーを変えて、専門員の方と、例えば学校の教頭先生と一緒にいくとか、そういったように目先を変えながら、あの手この手で、それから、私が言っているんですけれども、高等学校の校長みずから出向けということを今指示しておりますので、校長と場合によってはペアを組んでとか、そういったものも当然あると思っておりますので、ありとあらゆることを学校現場で考えていただいて、今学校政策課長が言いましたように、1人の子供も就職が決まらないという状態にはしたくないという気持ちで、強い決意で臨んでいきたいと思っております。以上です。

**○松田副委員長** 最後になります。企業のほうも、経験者でさえとれない時代に未経験の高校生、新卒者をとるのは大変リスクを背負っているんですが、今教育長からも、最後に質問したいと思った学校長みずからということを知って安心をいたしました。学校長のみならず、教育長初め皆さん方も、出向くことは時間的に無理でしょうけれども、現場から要望があれば、電話なり何なりという形で、また後方支援をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

**○中野廣明委員** 就職の件で、わかればですけ

れども、技術系と事務系、これの内定率はどうなっていますか。

**○児玉学校政策課長** 技術系とか事務系というような分類で今集計したものはございませんが、製造業であるとか建設業、こういった業種別であればわかるものがありますので、それを申し上げたいと思います。まず、男子のほうにおきましては、製造業が県内68.2%の内定率、県内が68.2%、県外が89%の内定率になっております。また、建設業につきましては、県内が98.3%、県外が81.3%となっております。女子につきましては、製造業のほうで県内71.8%、県外が68.8%、ほぼ県内県外は同じようなポイントとなっております。建設業については、女子のほうは上位のほうには入っておりません。

**○中野廣明委員** 建設業の98%は何に対して98%ですか。

**○児玉学校政策課長** 県内におきましては60名の男子が県内の就職を希望しておりまして、その60名に対して98.3%の内定率ということになります。

**○中野廣明委員** 今就職がないけど、応募者のところにほとんどいつてる。昔は工業系というと、大体3月の時点で100%決まりよったんです。工業系と事務系で。だから、そこら辺がどうかなのというのが知りたかった。

それと、将来、国富は本庄高校があるんですけど、事務系といえば事務系ですよ。だけど、今から男子の事務系の就職なんかはほとんどないと言ってもいいぐらいですね。だから、将来にかけて、働くところを何とかといろいろ相談に見えたら、アスモとか工場しかないんです。だから、今後そういうのを見て、やっぱり学科の見直し、工業系はある程度今からも出てくるから、ぜひそこ辺を含めて私は検討する必要があります。

あるのかなと思います。

**○渡辺教育長** 今の学校政策課長のお話についてちょっと付言させていただきますけれども、今申し上げたように、製造業については、比較的男子については、ほぼ内定率も高い状態でございます。ただ、製造業自体の求人数は昨年と比べて半減しているのが実態なんですね。ですから、そのあおりを受けて、さっき丸山委員からお話が出ました農業科ですとか、あるいは事務系の代表ということであれば商業科ということになってきます。こちらのほうの求人が激減しているというような状況ですね。したがって、子供たちの就職内定がなかなか得られない、これが実態であります。ですから、今後、そのあたりにもらんで、いろんなことを考えていかなくちゃいけないのかなと思っております。ただ、これは一気呵成にはなかなか難しいことでもありますけれども、そういう課題があるということでございます。

**○中野廣明委員** それと、もう御存じかもわかりませんが、国の政策で初めていいなと思ったのは、1年間農業の研修に入ると補助金が出るんです。そういうのも、今後自営をやろうという人には非常にいい制度だと思っておりますので、農業科の人たちにはぜひそういうのを、後継者育成ですね、そういうのももちろんあります。御存じかどうかかわらんけれども、ぜひそういうのもあるということをして……。

**○横田委員長** ほかにございませんか。

それでは、先ほど教育事務所の再編について、中野一則委員がまとめた形で発言していただきましたけど、重複しますけど、私からもひとつ要望をさせていただきたいと思っております。

この問題は、県内7つの教育事務所を3つにするという非常に大きな問題でありますので、12



月18日に予定されております定例教育委員会の会議におきまして、市町村の意見とか当常任委員会で出されました意見・要望について、正確に教育委員の皆様方にお伝えいただき、適切な判断をしていただきたいというふうに思います。

もう一つ、再編によって教育事務所までの距離が遠くなる市町村に対しての支援は十分に行っていただきたいと、その2つを強く要望させていただきたいと思います。

それでは、その他で何かございませんか。

**○丸山委員** その他でなんですが、きょうも急に寒くなって、新型インフルエンザを非常に懸念しているところなんですけれども、今現在、新聞報道等では、今後県立高校の入試は、もし何かあったときには考慮するとか、いろいろな方策も出ているんですが、正式にこの議会の場でまだ聞いたことがないものですから、どうなのかと。プラス学校閉鎖とか学級閉鎖になったところが、2学期制と3学期制に分かれるのですけれども、学校をまた延長するとか、本当は25日で学校は冬休みに入るのだけれども、冬休みをちょっと延長するというのも、短期間にするとか聞いているんですが、その状況を今後どう対応していくのかを含めてお伺いしたいと思います。

**○山本学校支援監** まず、授業時数の件を申し上げたいと思います。

まず、小学校でございますけれども、36%の小学校が週当たりの授業時数をふやしております。それから、冬季休業中の話が今丸山委員のほうから出ましたけれども、小学校におきまして、21校が授業日を設定しております。多くても3日以内でというふうに聞いております。中学校でございますが、9校の中学校は週当たりの授業時数をふやしております、冬季休業中

の話をすれば、25校が授業日を設定しております。多くても3日というふうに聞いております。以上でございます。

**○児玉学校政策課長** 高等学校につきましては、学校長のほうから、授業時数が深刻な不足状況に陥っているというようなことについてはまだ出ておりませんが、今後、これが不足するという状況が出てきた学校につきましては、休みや長期休業中、こういったところの時間を確保して、学習内容をしっかりと所定の内容を終わらせるというような形で取り組むということでもあります。高等学校は小中学校と違いまして、授業時間数というのであって、単位数という形で規定されておまして、学校ではしっかりと指導内容は押さえていくという気持ちで取り組んでいるところです。

**○丸山委員** 私もまだ自分の小学校とかで見たときも、ばらばら学級が休んでいたりするものですから、非常に難しく、学校も休みのところを延長してクラスをやっておかないと、なかなか難しいところもありながら、連絡を受けてみると、勉強してない科目が少なくなって実習が足りないとかなんと非常に心配なものですから、その辺をうまく調整をしていただきたいなという思いがあります。

あともう一つ、中学生の高校入試の問題です。入試の問題のときに、2月3月にまだはやっているというときの問題に対して、具体的に正式に2回設けるとかいう話も聞いているんですけれども、それは本当なのかということも含めて、もう一回お伺いしたいと思っております。

**○児玉学校政策課長** 高校入試についてでありますけれども、2月に推薦の入学選抜がございます。そして、3月には、今度は一般入学選抜があるわけでございますが、この推薦入学

者選抜につきましては、追検査というものはとらないという方向で考えております。高校入試につきましては、当日どうしても熱等があっつきついという子供については、今までもインフルエンザの子供たちがおりましたけれども、別室受験という対応をとってございました。何とか学校に来て受験をできるという生徒については、別室受験ができるよというのは、これまでの入試要項の中で書かれているわけなんです、そのような対応をとってきておりますので、今回につきましても、別室受験という対応をとる。ただ、別室受験ができない、当日どうしても熱等が高くて出てこれないという子供については、校長が適切な措置をとることができるというのも、これも従来の入学者選抜者要項のほうにありますので、一般入学者選抜につきましては、この適切な方法を校長がとることができるというところで対応していきたいと考えております。したがって、校長が何らかのそれなりの方法をとると。これにつきましては、また今後、教育委員会のほうから、余り学校間でばらばらな状況になってもいけませんので、統一した明らかなものを示していきたいと思っております。それから、一般入学者選抜につきましては、まだちょっと余裕があるということと、ワクチン接種の状況、今後ワクチン接種が行われた後、どのような流行状態になっているかというのは、ちょっとまだ予測できないんですけれども——基本的には追検査等が必要になってくるのかなと思っておりますが、まだこれは決定はしておりません。今、学校長等からいろいろ意見を伺っているところですが、対応としては、受験できる子については、別室受験等で対応して、それでも熱が高くて来れなかった生徒については、別な日の追検査、こちらのほうの対応が流

行状況によっては必要になってくるかなと思っております。まだ確定はしておりません。

○丸山委員 確定した範囲でいいですので、早目にそういう情報は出してやらないと、受験生が非常に混乱・困惑すると思いますので、また学校ごとにばらばらにならないように、ある程度の基本方針を早目に出していただきますようお願いいたします。

○児玉学校政策課長 そのように努めていくつもりでございます。

○中野一則委員 新しい政権ができて3カ月余りたちました。政策の基本は、「コンクリートから人へ」ということですが、この前の事業仕分け、文部科学省の内容を見ていきますと、かなりのものが廃止ないし縮減されました。また、概算要求をする金額も、もともと減額されている面もあります。ということは、文科省に関しては大きな政策転換をされるというあらわれだ思うのですけれども、その辺が宮崎県の教育にどのような影響をするのかなと、非常に私は懸念を持っております。この前は「心のノート」のことで質問しまして、教育長が善処される発言をされましたから、将来的には安心しているわけですが、宮崎県の教育について影響するようなもので具体例があれば教えていただきたいということと、大きく変化するもの、事業仕分けで縮減あるいは廃止された項目、もともと概算要求しなかったもの、そのあたりでこの宮崎県の教育に関係するものがあれば、それはもう後日でいいと思うのですが、何かまとめたものをいただきたいなと思います。それから、新しく加わったものももちろんあるだろうと思います。その辺も含めていただきたいと思いません。端的に何か二、三そういったものがあれば教えていただきたいと思いません。

**○山本学校支援監** まず、小中学校でございませぬけれども、英語教育に関してでございませぬけれども、英語教育改革総合プランというのがございまして、簡単に言えば、小学校に外国語活動を入れるということに関してでございませぬけれども、ここで一番大きい問題になっているのが、英語ノートをなくしてしまおうというような議論がなされております。これは非常に学校現場としては困っているというようなことが考えられると思います。それから、先ほど委員からもお話がありましたけれども、「心のノート」の問題、道徳教育の問題でございませぬけれども、道徳教育総合支援事業においては、「心のノート」の印刷配布については、今後、ウェブなんかで配信していくというようなことになっておりますので、これも現場には影響を与えるのかなというふうに思っております。3つということでもありますので、3つ目を申し上げますならば、理科支援員等配置事業、これは小学校の理科専科がいるんですけれども、理科専科だけで不十分だということで、理科に免許等を持っている先生に来ていただいて、小学校の理科に支援をしていただくという事業でございませぬが、これもなくなると現場が困るのかなというふうに考えております。また詳しくは資料等でお届けしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**○金丸総務課長** 少し数値的なことで申し上げますと、文科省関係で事業仕分けの対象となったものが85事業ございませぬ。全体では449事業だったんですが、このうちの85の事業が文科省関係での仕分け対象となりまして、このうち、廃止というふうにされたものが12、あと予算計上の見送りとされたものが2つ、それと予算の縮減がされたものが50、その他国の事業として

は行わないとか民間へ移管と、そういったものを含めて20、そういった形になっているようございませぬ。

それと、もう一つの情報といたしまして、全国の都道府県の教育長協議会がこの事業仕分けに関して意見表明を行おうというような動きがございまして、今、各都道府県のほうから意見を集約して、12月中にはこの事業仕分けについての意見表明を行おうというような動きがございませぬ。以上でございませぬ。

**○中野一則委員** 日本は資源がない、だから人間が資源だと言われているわけですから、それが尊重される政策になるように、機会があれば教育長は東京に向けて発信してください。お願いしておきます。

**○児玉学校政策課長** 先ほどお答えいたしました高等学校入学者選抜の件につきまして、もう一度申し上げておきたいと思っております。推薦入学者選抜につきましても、一般入学者選抜につきましても、まだ最終的なものは決定しておりませぬ。推薦入学者選抜は2月初旬に行われますので、できるだけ早い、今月じゅうじゃないかと思うのですが、対応を明らかにしたいと思っておりますし、一般入学者選抜も1月中には明らかにしたいと考えております。現時点ではまだこうするという、確定したものは学校のほうに流しておりませぬ。以上です。

**○横田委員長** 今の中野一則委員からありました影響が出そうな事業の取りまとめたものを、また各委員に御配付いただきたいと思っておりますので、1月27日が閉会中の委員会の予定になっておりますので、その日でも結構だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ほかございませぬか。

それでは、請願の審査に移ります。請願第30-2

号「教育格差をなくし、すべての子供に行き届いた教育を求める請願」について執行部からの説明はございませんか。

○金丸総務課長 特にございません。

○横田委員長 委員からの質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 ないようですので、以上をもちまして教育委員会を終了いたします。執行部の皆さん、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 17 分休憩

---

午後 2 時 26 分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

企業局においていただきました。本委員会への報告事項等について、局長並びに関係課長の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○日高企業局長 それでは説明に入らせていただきます。

お手元に配付をしてございます文教警察企業常任委員会資料の目次をお開きいただきたいと思います。本日は、私ども企業局、議案はございませんで、その他報告事項が 3 件でございます。

まず、1 の「平成 21 年度各事業の上半期の状況について」でございます。

電気事業につきましては、今年度の上半期は例年に比べて雨量が非常に少なく、発電量は目標を下回っている状況となっております。工業用水道事業及び地域振興事業につきましては、現在のところ、ほぼ目標を達成しているところでございます。

次に、2 の「綾第二発電所変圧器の屋外解体作業中の出火について」でございます。

この件につきましては、出火のございましたる 11 月 5 日に委員の皆様方に取り急ぎ御報告をしたところでございますが、その後の経過を含めまして、改めて御説明をさせていただきます。

最後に、3 の「宮崎県企業局経営ビジョンについて」でございます。

これは、平成 17 年 9 月に策定をいたしました「宮崎県企業局経営ビジョン」を今年度改定するものでございますが、今回、計画案の概要について御説明をさせていただきます。

以上の詳細につきましては、関係各課長、経営企画監からそれぞれ説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、この目次には掲げておりませんが、今年度予算で日向市の工業用水道施設の配水池に計画をいたしております 30 キロワットの太陽光発電設備の設置についてでございますが、7 月 31 日に国の補助金の交付が決定されまして、その後、交付申請等の事務手続を経まして、去る 10 月 23 日に発注をいたしましたところでございます。現在、パネルを乗せる架台のコンクリート基礎工事を行っております、来年 1 月末の完成を予定いたしております。

それからまた、前回の 9 月議会のこの常任委員会で御報告をいたしました日向市での工業用水道配水池の漏水につきましては、11 月 6 日に附帯工事を含めて、すべての工事を完了したところでございます。

私のほうからは以上でございます。よろしくお願いたします。

○橋口総務課長 私のほうからは、お手元の委員会資料の 1 ページ、その他報告事項の 1 つ目でございますが、平成 21 年度各事業の上半期の状況について御説明をいたします。

まず、「1 電気事業」の(1)料金収入等でございます。表の左側の供給電力量であります。表の一番下、上期計の欄をごらんいただきたいと思ひます。目標の3億6,461万6,000キロワットアワーに対しまして、実績は1億9,030万7,000キロワットアワーとなり、達成率は52.2%と、目標を大きく下回っている状況となっております。これは統計をとり始めました昭和37年度以降、過去最低の雨量だったことによるものでございます。

次に、表の右側の料金収入であります。これも一番下の上期計の欄をごらんいただきたいと思ひますが、目標の24億7,254万4,000円に対しまして、実績は22億8,952万円となり、達成率92.6%となっております。上期の供給電力量が目標の52.2%で、電力料金収入が92.6%となっておりますのは、電気料金制度が定額料金と従量料金の2部料金制をとっていることによるものでございます。なお、参考として、下のほうに、過去3カ年におきます上半期の実績について掲げているところでございます。

2ページをごらんいただきたいと思ひます。

(2) 予算の執行状況でございます。

①の収益的収入の執行率であります。一番下の合計欄にございますように、49.6%となっております。

次に、下のほうに、収益的支出の執行率でございます。これも合計欄、一番下にございますが、48.3%となっております。

なお、それぞれ①、②の表の下のほうに括弧で注意書きしておりますけれども、収益的収入のうち、財務収益の基金収益など、また下のほうでは、収益的支出のうち、営業費用の減価償却費等、これらについては、通常決算処理としましては、年度末の決算時に計上することとなっ

ておりますけれども、ここでは上半期での執行として、当初予算の2分の1を計上してございます。

次に、2ページの一歩下でございますが、③に差引として記載しておりますが、収支残につきましては、3億1,212万6,000円というふうになっております。

資料の3ページをお開きいただきたいと思ひます。

「2 工業用水道事業」の(1)料金収入等についてでございます。

表の左側の給水量であります。上期計の欄をごらんいただきますと、目標の739万89立方メートルに対しまして、実績は744万7,790立方メートルということで、達成率100.8%、ほぼ目標どおりとなっております。

右側に料金収入のほう、上期計の欄でございますが、目標の1億5,353万4,000円に対しまして、実績は1億5,508万3,000円となっております。達成率101.1%となっております。

右側の4ページをごらんいただきたいと思ひます。(2) 予算執行状況でございます。

①の収益的収入の執行率であります。合計欄の一番右側のところですが、50.6%となっております。

次に、下の収益的支出の執行率でございます。同様に合計欄の一番右側、40.9%となっております。

次に、一番下に③差引として記載しておりますが、収支残につきましては、4,396万9,000円となっております。

おめくりいただきまして、資料の5ページをごらんいただきたいと思ひます。

「3 地域振興事業」の(1)料金収入等についてでございます。

表の左側の利用者数でございますが、上期計の欄をごらんいただきたいと思ひます。目標が1万7,392人に対し、実績2万965人となりまして、達成率は120.5%となっております。これは全体を通して、どの月も好天に恵まれたことによるものでございまして、特に9月については、目標よりも1,000人以上上回る実績となったところでございます。

次に、右側の料金収入であります。指定管理者との協定に基づく納付金といたしまして、毎年度2,415万円が納付されることになっておりますが、これを12分割した額でございます201万2,500円、これを毎月定額で収入しているところでございます。

右側の6ページをごらんいただきたいと思ひます。

予算の執行状況でございます。

①の収益的収入であります。これにつきましては、合計欄にありますように、50.0%となっております。

下の収益的支出の表であります。この執行率につきましては、合計欄にあります。39.1%となっております。

最後に、一番下に差引として記載しておりますが、収支残につきましては、330万9,000円というふうになっております。

3会計につきましてはの上半期の状況については以上でございます。よろしくお願ひします。

**○白ヶ澤施設管理課長** 私のほうからは、綾第二発電所変圧器の屋外解体作業中の出火の件につきまして御報告いたします。

資料の7ページをお開きください。

まず、「1 発生日時」であります。11月5日木曜日の13時20分ごろに発生いたしました。

「2 発生場所」であります。綾町椎屋地

区で、綾川荘から約1キロメートル上流に位置してあります綾第二発電所の敷地内です。

次に、「3 出火の状況と原因」についてありますが、本件は、2号変圧器取替工事における解体作業中に発生したものであります。原因は、解体作業をガス切断による工法で行っているとき、切断による火花が変圧器内部に残留・付着した油に着火したことによるものであります。出火直後は、準備していた消火器等により初期消火に努めましたが、鎮火することができなかったため、13時44分に消防へ通報いたしました。その後、14時10分に消防が到着し、16時10分には鎮火を確認しまして、16時20分に消防が撤収いたしました。

8ページの平面図をごらんください。

まず、右下の地図ですけれども、発生場所の位置図で、綾北川上流の赤い四角で囲んだところです。

出火した2号変圧器は、平面図の中央部の赤い四角で囲まれた場所で使用されていたものであり、通常の状態は、平面図の左上の写真でございます。

解体作業は、まず、変圧器内部に充填されている絶縁油を全量抜き取ります。その後、安全を確保するため、赤い四角から矢印方向の赤く塗りつぶした四角部分の広場に移動させました。左下の写真は綾第二発電所の全景写真であります。同じく、赤い四角の位置が設置されていた場所であり、赤く塗りつぶした四角の位置が解体場所です。

附属品等を取り外した後、場外へ搬出するため、外箱をガス切断している最中に発生いたしました。出火後、消防が到着したときの状況が右上の写真でございます。

7ページにお戻りください。

「4の被害状況」にありますように、人的被害や施設等への被害はありませんでした。

最後に、「5の対応状況」であります。解体作業における今後の安全対策及び作業方法について、請負者と協議を行い、検討した内容を解体作業の安全計画書として再度提出させました。この安全計画書は、11月11日に宮崎市消防局に提出し、了承を得て、翌日から解体作業を再開しております。そして、11月19日に、2号主要変圧器の解体・搬出を終了しているところであります。なお、この件に関しましては、消防車の出動と関係各方面に大変御迷惑をおかけしたところであり、今後、このようなことが起こらないように、工事の安全対策に万全を期し、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

変圧器解体作業中の出火の件につきましては以上でございます。

**○新穂経営企画監** 私のほうからは、宮崎県企業局経営ビジョン（経営基本計画）（案）の概要について御説明申し上げます。

「宮崎県企業局経営ビジョン（案）」と表題のついた冊子を別冊でお手元に配付しておりますが、この経営ビジョンは、平成17年9月に策定された現在の「経営ビジョン」の計画期間が本年度までであることから、平成22年度以降の企業局の経営の指針として策定するものでありまして、4年前と、現在の企業局を取り巻く環境の変化や経営の現状を踏まえた上で改訂するものであります。

この冊子の詳細内容につきましては、後ほどごらんいただくこととしまして、ここでは、委員会資料の9ページにA3判の概要を添付しておりますので、こちらを使って説明させていただきます。

まず初めに、新しい経営ビジョンの構成であ

りますが、一番上に企業局の事業運営に当たっての基本姿勢を掲げております。

次に、左下に計画期間、その下に各事業の現状と経営を取り巻く環境を記載しております。右には、それぞれの事業の課題とめざす姿、及び戦略と事業計画を記載しております。

それでは、概要の内容について説明させていただきます。

新しい企業局経営ビジョンの策定については、事業実施に当たっての基本姿勢を概要の一番上に掲げておきまして、「健全経営のもとで県民福祉の向上に貢献する」ことを経営の基本の第一に掲げ、また、各事業ごとの経営の基本方針をそれぞれ掲げております。

次に、計画期間であります。今回策定します経営ビジョンは、平成22年度から26年度までの5年間の計画としております。

その下の各事業の現状についてであります。電気事業の経営につきましては、毎年7億円から8億円程度の純利益を確保し、順調に推移しております。

工業用水道事業の経営につきましても、平成18年度に累積欠損金を解消し、5,000万円から1億円程度の純利益を確保し、おおむね順調に推移しているところです。

また、地域振興事業につきましては、第2期の指定管理者による運営を行っており、平成17年度以降、黒字を維持しているところです。

次に、経営を取り巻く環境であります。世界同時不況で経済活動が停滞していることや、低炭素社会の構築が進められていること、また、新たな手法による行財政改革が推進されていることなどがあります。

次に、各事業の課題についてであります。まず、電気事業は4つ掲げております。

1つ目は、発電所等については、建設後、相当な時間が経過しているものもありますことから、設備の機能維持と能力向上が課題となっております。

2つ目は、県の施策への貢献など、新たな地域貢献についても検討していく必要があります。

3つ目は、低炭素社会の実現に向けた発電への取り組みが求められています。

4つ目は、電力自由化に対応して、引き続き経営基盤の強化に取り組んでいくことが課題となっております。

工業用水道事業は2つ掲げております。

1つ目は、給水設備については、建設後、45年以上経過しているものもありますことから設備の健全維持が課題で、2つ目は、契約水量と実際に使用されている水量に差があることから、実給水量の拡大が課題となっております。

地域振興事業は、3つ掲げております。

1つ目は、ゴルフ場の利用者数については、平日の65歳以上はふえているものの、そのほかは減少傾向にあることから、利用者の拡大が課題です。

2つ目は、開業から20年を経過していることから、クラブハウス等の設備の更新が課題であります。

3つ目に、累積欠損金がまだ解消しておりませんので、健全経営の確保が課題となっております。

次に、課題の右側の「めざす姿」についてです。

まず、各事業に共通するものとしては、「健全経営の維持」「事業運営を通じた地域貢献の推進」「人材の養成・確保」「環境への配慮」の4つでございます。

次に、電気事業につきましては、「電力の安定

供給」「県の施策や地域への貢献」「中小水力や太陽光発電などの新エネルギーの導入」の3つでございます。

次に、工業用水道事業につきましては、「工業用水の安定供給」「低廉な料金の維持」「実給水量の拡大」の3つでございます。

次に、地域振興事業につきましては、「幅広く県民に親しまれるゴルフ場」「良好な河川環境の保全と地域経済への貢献」「経営健全化の推進」の3つでございます。

これらの「めざす姿」を実現するために、その右に戦略と事業計画を掲げております。

まず、各事業共通の戦略としまして6つ掲げています。

計画的・効率的経営の推進、透明性の確保や地域貢献の充実を進めることとしております。さらに、時代の変化に対応できる人材の育成や環境に配慮した事業の推進を図ることとしております。

次に、電気事業では6つ掲げています。

設備更新等による発電電力量の向上、供給信頼性の確保や電力自由化に対応した経営基盤の強化を進めることとしております。また、県の施策等や市町村等への貢献を実施することとしております。さらには、太陽光やマイクロ水力発電などの導入や中小水力発電の検討を行うこととしております。

次に、工業用水道事業では3つ掲げています。

工業用水の安定的な供給を行うために計画的な施設改修と維持管理を進めるとともに、経営基盤の強化を図ることとしております。また、工業用水の利用促進に努めることとしております。

次に、地域振興事業では2つ掲げています。

指定管理者と連携した経営の取り組みを進め、



幅広く県民に親しまれるゴルフ場の運営を行うこととしております。また、累積欠損金の縮減を進めていくこととしております。

次に、委員会資料の10ページをごらんください。これは経営ビジョンの戦略に基づき、それぞれの事業について5カ年間の経営見通しを立てたものでありますが、各事業とも一定の利益を確保できる見込みとなっております。

内容の説明は以上であります。このビジョン案につきましては、12月から1月にかけてパブリックコメントの手続を経まして、その結果を踏まえて来年3月に決定することとしております。

以上でございます。

**○横田委員長** 執行部の説明が終了いたしました。委員の皆さん方の質疑をお受けしたいと思っております。

**○中野一則委員** 説明をいただきましたが、せっかくつくられた説明、3項目にわたっての説明でしたが、いわゆる3つの課からの説明でありました。できたら、次回からの資料は、この報告事項ごとの課名を書いてほしいと思います。後日いろいろ聞くときに便利でありますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、1ページについて質問いたしますが、供給電力量が少なくても、料金収入は余り変わらないと。計画維持、目標維持できるといういいシステムになっていますよね。それで、これは自然現象によって雨量が少なかったから、この供給電力量は少なくても、料金は確保される制度ですが、仮に人為的に雨量はあったのに、供給電力量が少なくなった場合、故意に水をタービンを回さなかった、そういうときにもやはりこの料金は確保されるようになっているんですか。そのときには何かペナルティーみたいな何

かあるわけですか。

**○白ヶ澤施設管理課長** 発電所の事故等で発電機が回らないという場合には——どうしても機械ですので故障等があります。ある一定枠の電力量、その枠の範囲内であれば、何ら問題はありません。金額は減額がありません。ただ、大幅な故障等で長引く場合、その場合は、目標電力量を超えた場合は、1キロワット当たり0.5円だけで済むと。もし目標電力量を超えてなかったら、1キロワット当たり1円減額になるという契約をなしております。以上でございます。

**○中野一則委員** ということは、自然現象の雨量が原因でふえたり減ったりすることで、料金が云々ということは余り考えずに、要は、詳しいことは知りませんが、電力量を発生させるタービン、それがある程度、ある基準ごとに回っておけば、こういう料金の設定には左右されないということですね。

**○橋口総務課長** 細かな規定、約束事の詳細な取り決めはあるわけですが、全体の制度の趣旨としては、たとえ渇水時期と、自然現象としての渇水と非常に降るときと両極端になりまして、それによって収支が大きく変動するというふうなところで、ある年は非常に収益が上がる、ある年は渇水で全く入らない、こういうことになると、我々企業体として、固定的な経費もどんどん払っていかねばいけない、企業債も払っていかねばいけない。そういったことで収入が大きく増減するということは、安定経営上非常に問題がある。そういったことで、全国的にもこういう二部料金制を導入して、そこらあたりの収入を安定化させようというふうな趣旨で導入されているものでございます。

**○中野一則委員** ちょっと回りくどい言い方をしましたが、渇水期のときに余り経営に影響し

ないように配慮してあるということですが、九電は今雨量が渇水期で少ないからとか多いからとか、多いのに余り電力を供給しなかったとか、そういうことはあんまり頓着せんということではないんですかね。

**○新穂経営企画監** 今言われたような状況というのは余りないと思うのですが、九電さんも水力発電所を県内に同じように持っておられますので、宮崎県内では九電さんだろうと企業局だろうと、大体同じような傾向になるということですので、頓着をしないというよりも、向こうにどれくらいの発電ができるのかというのは筒抜けにわかっているというふうなことだと思います。

**○中野一則委員** 雨量等をやっぱり気にしながら宮崎県の企業局からはどのくらいの供給があるとか、その辺をやっぱり注意しながら九電は経営とか運営をしているということですね。

**○日高企業局長** 料金体系そのものが、水力発電そのものが雨量によって非常に影響されるということでございますので、この影響を最小限にするというふうなことで今のスタイルがとられているところでございます。30年平均ということになっておりまして、この30年平均で見ますと、平均されますので、期間的にはちょっと長いわけでございますが、雨量によって大幅に左右されるということを防ぐというふうなことで、こういう料金体系になっておるといふふうに理解をいたしております。

**○中野一則委員** 次に、地域振興事業のことですが、ことしの上半期を含めて、過去4年間、3年半になりますが、この利用者数が毎年この目標以上の達成をしていい成績が出ているんですが、この納付金は達成率に応じて上げたり下げたりという制度にはなっていないんですか

ね。

**○新穂経営企画監** 昨年までが第1期の指定管理者で、今年度から第2期の指定管理者ということになっておりますが、第2期の指定管理者からは固定額を毎年納入してもらおうということで、そこにあります税込みの200万ちょっと、こちらを12カ月間支払っていただく、納めていただくというシステムになっております。

**○中野一則委員** 次は、綾発電所の火災のことですが、結果的に2時間50分燃えたということですかね。それで、消防車が到着して2時間後に鎮火したとあるんですが、結局この写真を見たら——変な質問、ちょっと議員として不適切な質問になるかと思いますが——燃えてもいい品物ですわね。これは燃えて損害がなかったと書いてあるわけだから。それでこれが2時間燃えたことになるんですが、消火はしたんですかね。

**○白ヶ澤施設管理課長** これにありますように、変圧器を解体しまして油を抜いております。そして、その解体作業中に発生しましたので、金額的な被害はなかったんですけども、ここを見させていただきますように、ちょうど七輪の形になりまして、上のほうに煙が出ているところがありますけれども、ここは穴があいていると。ここから消火しないといけないということで、消火の水をかけたんですけども、なかなかくすぶっていてとまらないと。四方八方からかけられなくて、ここからだけということで時間的にもかかったということでございます。以上でございます。

**○中野一則委員** 消火したかと聞いたんだから、消火はしたということですよ。消火しなかったら、あと何時間ぐらい燃えたもんですか。

**○白ヶ澤施設管理課長** この変圧器の内部には

鉄芯といいまして鉄の塊と、電気を流す導線と、それを絶縁する絶縁物、そこに付着してましたので、あと時間的にはちょっとわかりませんが、くすぶる、いわゆる密閉された中でくすぶり続けるものですから、完全に消えたという時間はちょっとわからないんですけども、時間的にはこんな中でくすぶる状態が長く続いたかなというふうに考えております。

○中野一則委員 思ったのは、写真やら時間差やらを見て、消火しなけりゃならなかったのかなという気がいたしましたので、お尋ねをいたしました。

それから、もう1点質問させていただきたいと思いますが、この企業局の経営ビジョン、5カ年計画ですが、県は今、23年度をスタートに総合計画をスタートしましたよね。今その策定中で、あれは10年と20年という長期のビジョンなんですけど、あっちのほうに合わせて、今回のものは27年度までにすれば、向こうの5年区切りになるんですよ。何かほとんど期間的な整合性というのは合わせる必要はないんですかね。

○新穂経営企画監 ここにお示ししました企業局経営ビジョンですけれども、これは3つの事業の経営計画みたいなものでありまして、県がつくられています総合基本計画というものの、あるいは総合基本計画をもとに各部署ごとにまた部門別の計画をつくられるというふうに思うんですけども、この企業局経営ビジョンのほうは、県の総合基本計画との連携は必要かというふうには思いますけれども、部門計画という位置づけではありませんので、今回、向こうの総合計画と合わせるといったことはしておりません。

○中野一則委員 各部門ごとにいろいろ計画書があって、長期計画が途中でぽしゃろうがどう

しようが、それに関係なく部門の計画がずっと続いているんですよ。できたら合わせてほしいなど。肝心の総合長期計画のほう为首長、知事が変わるとに短期間で終わるわけですね。10年じゃ、今度は20年ものが2年そこそこでぷつぷつ切れて、10年間に3つの長期計画書ができたというのが今この数年なんですよ。ですから、長期計画を変更させないためにも、部門計画書なりこういう出先というか関連というか、企業局のものも長期計画的にある程度何か切りよく合わせるようなものにしておけば、すべてのものをつくり変えないかんということになるから、長期計画、総合計画はなかなか首長が変わったから自分のマニフェストがこうだからといって、そう余り変える必要はないというふうに、外から外堀を攻めるというか、そういう意味合いからも、こういうものも、今後6年すれば合うんですから、ぜひそういうふうにしてほしいですよ。

○橋口総務課長 県の総合基本計画といいますのは、もともと10年計画で5年でローテーションというようなことで、いろいろそういうものがベースにありまして、それに各部の観光振興計画であるとか、いろんな福祉の計画とか、そういったものがいわゆる部門別計画として下位の計画として位置づけられている体系ができておると思うんですけども、この企業局の経営ビジョンというのは、それとはまた別に、企業局としての経営の内部ビジョンというふうな位置づけでございまして、直接総合計画との関連というのはないというふうに言えるわけです。

○中野一則委員 関係がないけれども、質問しているんですよ。部門別の実施策もできたら関係のある部門別実施策も長計の総合計画に合わせてつくってほしいと思うけれども、全部ばら

ばらなんですよ。すべてが農業、観光、商業、福祉、全部。それをどこかでかきちんと1つの総合長期計画にはめてつくってほしいなと思うのですよ。それで企業局のものはそれと関係はないけれども、この企業局のものも、できたらそういうものにはめ込んでほしいなど、いろいろ無理かと思うけれども、そういうお願いをしたくてしましたが、無理であれば仕方ありません。自由に自分でやってください。お願いします。

**○満行委員** 第4期経営基本計画、ちょっと今読ませていただきましたけれども、かなり意欲的な内容だなと思って読んでいましたが、健全な財務体質を維持できるみたいだし、設備更新とか、適切な改良工事とか地域貢献とか、あと、私がずっとお願いしていたマイクロ水力とか小水力発電、開発の推進とか、新エネルギービジョンというのも入っています。もう知事部局ではだれが一体扱っているのか、もう消えたような新エネルギービジョンだと思っていましたけれども、企業局のほうで知事部局と連携をしてやるということで、大変ここ辺は期待をしたいなと思っております。

要望、あと2つ目は、知事部局等への貢献という部分で、私はずっと企業局のPRは積極的にすべきだというふうに申し上げてきたんですが、この基本計画の中にも、17年度からしか書いてないんですが、ぜひ大正7年以降の企業局の貢献というのは、どこかでしっかり押さえておってほしいなど。

あと、電力自由化への対応という部分ですよ。これも一つは財務的な部分もあるでしょうし、どんどん自由化になって小さな事業所まで可能ということですが、九電以外にも売電の計画があるのかどうか、その辺もちょっと私には

わからないんですけど、検討いただきたいなと思っています。

質問は、日向市に配水池、30キロワットのパネルを置いていただきましたけれども、この収支見込みというのは、どうなっているのか、まずお伺いをしたいと思います。

**○相葉工務課長** 太陽光発電の収支見込みの御質問でございますが、ここの配水池につきましては、30キロワットの発電設備を設けますが、余剰電力のこれは売電でございます、実際ここで私どもが契約をしておりますのは4キロワットでございます。ほとんどが売電できるという非常に好条件のものでございまして、初年度から黒字ということになりまして、初期の投資の回収年数といいますのは、大体16年ぐらいで回収できるというふうに考えております。以上でございます。

**○満行委員** いっぱいまだ未利用の資源を企業局はお持ちなんだろうと思うのですよ。企業局が持っているノウハウ、財産等を利活用したら、もっともっとやれると思うのですね。ただ、ちまちました事業というイメージがどうしてもつきまとう。企業局はどうしても大きな発電、ダムとか多目的な部分に行くのかなと思うのですが、ぜひ、地域の資源をもっともっとマイクロとか小水力とかいうのをやっていただいて、それを地域に還元してほしい、技術を移転してほしいというのがあるんですけど、ここで聞いていいかどうかわかりませんが、メタンガスですよ。私も大分前に質問をしましたが、宮崎平野にはもう自噴をしているメタンガス、未利用の資源——未利用でもないですけども、ヨウ素とか少しくつってはいりますが、これを起業化できれば物すごい地域の貢献、企業立地にしろ、有効だと思うのですが、まだ技術的な部分が解

決をしていない。ほかの地域では、海底とか、なかなかそういう商品化が難しいと言われて進んでいませんが、本県は宮崎平野はばんばん出ているわけですから、そこを技術開発というか、技術を確立して、それを地域に還元すれば、物すごい企業局としてのまたメリットというか、本来の役割が果たせるのかなと思っているんですけども、そういったことも第4期の経営基本計画にはあるのか。こういった思いなのか、お尋ねしたいと思います。

**○相葉工務課長** マイクロ水力等を含めましたいろんなノウハウの支援というふうなお話でございますが、この「戦略と事業計画」の中にもございますように、県の電気事業の中でも県の施策等への貢献というのもございますので、現に私どものほうでは、例えば、今の小水力の御質問がございましたけれども、農村建設課のほうで今年度、交付金等の事業で農業水路等を利用しましたマイクロといいますか、小さな水力発電の検討をしておられます。その中で、企業局といたしましても、委員となっております、これは今後は大分積極的に委員会の中で検討するという話になっておりますので、その辺についても、積極的に考えております。

それから、いろんな資源の関係でございますけれども、今おっしゃいましたメタンガス、天然ガスのことではなかろうかと思っておりますけれども、大分前に企業局といたしましても、天然ガス等については検討いたしました。今のところ、熱エネルギー、電気エネルギーとも総合的に利用しないと、効率が上がらないということがございまして、病院等で小規模に、市内のほうですけれども、検討されているというふうに、実際これは実施されておられるのですけれども、今後は、委員おっしゃいますように、県内の資

源の利用というのは確かに有効なことでございます。そういう資源を持っているわけでございますので、有効に活用できないか、というのは、やはり技術的ないろんな進展状況も見ながら研究してまいりたいというふうには考えております。以上でございます。

**○満行委員** 天然ガスも鉱山法という厳しい基準があるわけですよ。でも、この世の中にあっけかなり技術革新をしているので、保安要員を絶対置かないかとか、いろいろ厳しい規制をしていますけれども、本当に地球環境のことを考えたら、有効利用したほうが——絶対何倍も有効なわけですよ。なおかつそれが宮崎には無尽蔵にあるというのを、ぜひ活用できる取り組みを、採算に乗るかどうかというのはあるんですが、だからこそ企業局しかやれないと思いますので、お願いしたいと思います。

もう一つ、先ほどちょっと言いましたが、電力自由化はどんどん厳しくなっているわけなんですけど、九電以外に売電をする可能性というのは、この第4期であるのかどうか。検討されているのか、お尋ねします。

**○新穂経営企画監** 九電のほうには、来年度から向こう16年間、平成37年までの全量を供給しますという基本契約を結んでおりますの、今ある発電所については、全量16年間は九電さんに売るという約束になっております。この5年間の計画期間中に、そういった新たな発電所が建設するという具体的な計画は上がっておりませんので、今お尋ねの5年間の中で九電以外の供給があり得るかということについては、今のところないのかなというふうに思っております。

**○満行委員** 九電の中期的な信頼関係というのももちろん大事だと思いますが、ただ一方、民間はかなりやっているわけで、知事部局が言う

と、一方では県企業局が発電している電気を安くで九電に売って、県庁は九電からまた高い料金で買っている現実があるわけで、企業局は8円か9円で九電に売って、10何円、20円ぐらいで買っているわけですね。だから、それを考えると、九電との関係もわかるのですが、せめて自前のというか、我が家のある意味では自給する部分については、あってもいいのかなという気もせんでもないんですが、そのあたりは、今からもしこの第4期の中に太陽光とか小水力かいった部分でふえても、それできませんわね。そういう量じゃないですから。ということは、もうないということですかね。

**○日高企業局長** 九州電力との間で平成22年度以降、16年間の電力事業契約というのを昨年の12月に締結をいたしまして、その間は九州電力に全量を売電するというふうなことになっております。九州電力との売買におきましては、先ほどもちょっと議論になりましたけれども、大体90%については、30年平均を保証すると。あと1割については、そのときの発電電力量によって価格が決まるというようなことで、そういう面では非常に安定して電力を供給できるというふうに思っております。これを仮にストレートに小売とかいうことになると、発電できたときには非常にいいですけれども、そうでないときには非常に損失が出るというようなことがございます。

それから、もう一つは、企業局の場合には、水力発電だけでございますので、火力発電とか持っておりますと、水力発電の発電量が減ったときには火力で補うとか、そういう同時同量の原則というふうに言われておりますが、そういうことが可能でございますけれども、水力発電だけで例えば、小売業に参入するというところに

なりますと、足りないときには今度は九州電力は非常に高い値段で買わなきゃいかんということがございます。それと、九州電力の電線を借りて供給しなきゃいけないということで、そっちのほうの金もふえてくるというようなことでございまして、経営の安定性ということを考えますと、今の九州電力との契約がベターじゃないかというふうに思っております。

**○横田委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○横田委員長** その他で何かありませんか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして企業局を終了いたします。執行部の皆さん、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午後3時14分休憩

---

午後3時16分再開

**○横田委員長** 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うこととなっておりますので、あす8日に行いたいと思います。開会時刻は13時30分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○横田委員長** それでは、そのように決定いたします。

その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○横田委員長** ないようですので、以上で本日の委員会を終了いたします。

午後3時17分散会

平成21年12月8日（火曜日）

---

午後1時31分再開

---

出席委員（6人）

委員	長	横田	照夫
委員		丸山	裕次郎
委員		中野	一則
委員		中野	廣明
委員		満行	潤一
委員		新見	昌安

欠席委員（2人）

副委員	長	松田	勝則
委員		中村	幸一

委員外議員（なし）

---

事務局職員出席者

政策調査課	主幹	坂元	修一
議事課	主査	花畑	修一

---

○横田委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案第7号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第7号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。

請願第30-2号「教育格差をなくしすべての子供に行き届いた教育を求める請願」の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 継続との意見がありました。

それでは、お諮りいたします。

請願第30-2号について、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成委員挙手〕

○横田委員長 挙手多数。よって、請願第30-2号につきましては、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、引き続き閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。委員長報告の項目として特に御要望はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時32分休憩

---

午後1時37分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告についてですけれども、教育事務所再編について、12月18日の定例教育委員会会議において、これまでの委員会の意見要望、市町村の意見を十分踏まえた上で適切な判断を行うこと、遠隔地となる市町村への支援をしっかりと行うこと、またあわせて、再編を進めるに当たっての進め方、市町村教育委員会などからいろいろ上がってきた意見なども踏まえて、しっかりと進めていくことを盛り込んで委員長報告をさせていただきたいと思っております。

それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、そのようにいたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時37分休憩

---

午後 1 時40分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

1月27日の閉会中の委員会につきましては、昨日、教育委員会の資料を要求したわけですが、昨日の要求は、事業仕分けを含めて、一覧表を作成してほしいということで執行部にお願したわけですが、事業仕分けの結果を踏まえて、12月末には、平成22年度当初予算の政府案が明らかになると思われまので、平成22年度当初予算の影響ということでまとめてもらうということよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、こういう内容を中心としたテーマとして、閉会中の委員会で執行部に説明をお願いするということよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それではそのようにいたします。

その他何かありませんか。ないようですので、以上で委員会を終了いたします。大変お疲れさまでした。

午後 1 時41分閉会